

建設業者向け 電子マニフェスト導入実務説明会



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

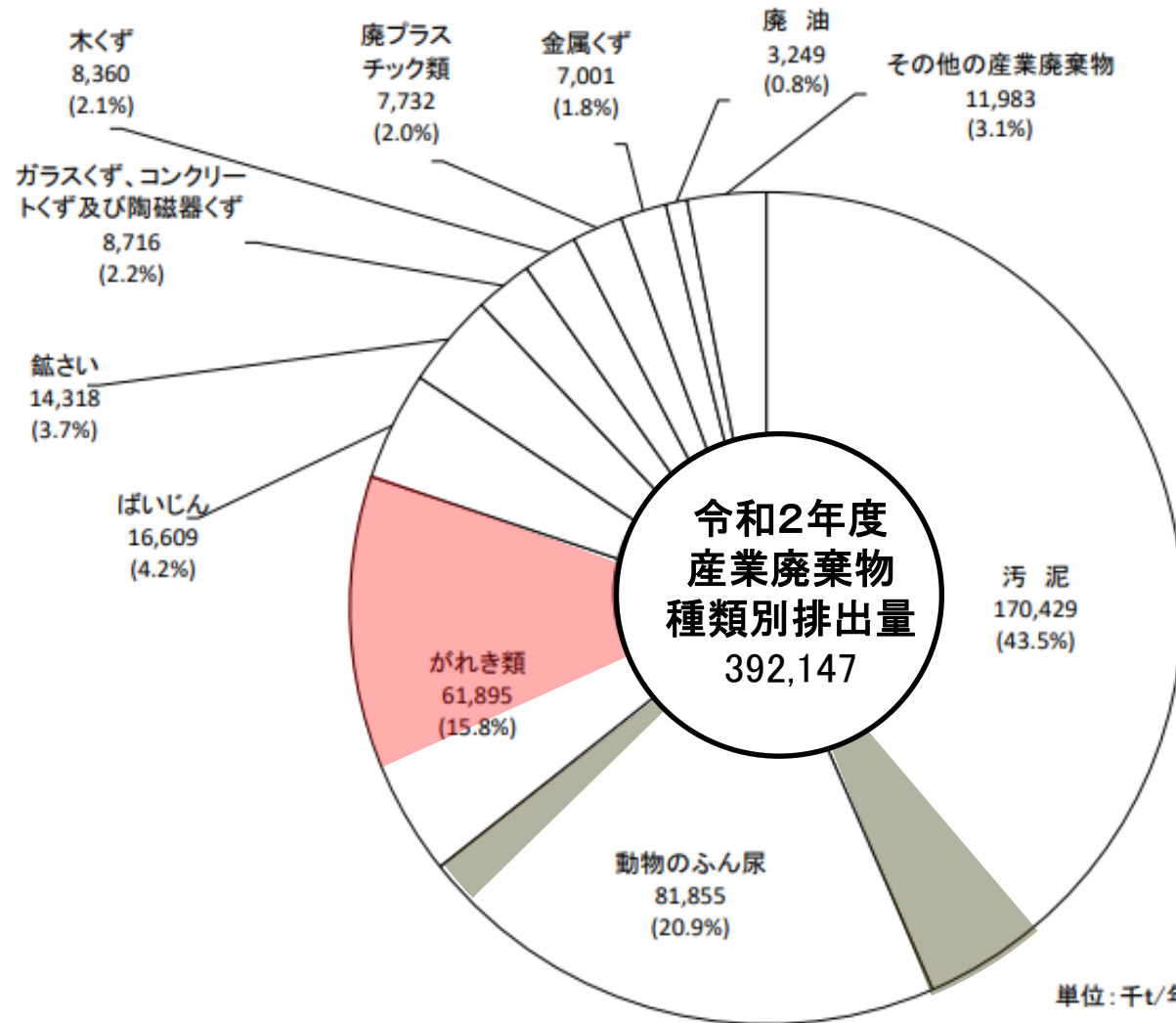
目 次

1. マニフェスト利用における建設業の特徴
 2. マニフェスト制度(産業廃棄物管理票制度)
 3. 電子マニフェスト制度
 4. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
 5. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
 6. 電子マニフェストの特徴とメリット
 7. 電子マニフェスト導入までの流れ
 8. 電子マニフェストに関する行政報告
 9. 公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明
 - 10.まとめ
- 参考1 電子マニフェスト情報の活用と機能の紹介
参考2 電子マニフェストの利用実績
参考3 補足資料(運用方法等)

1

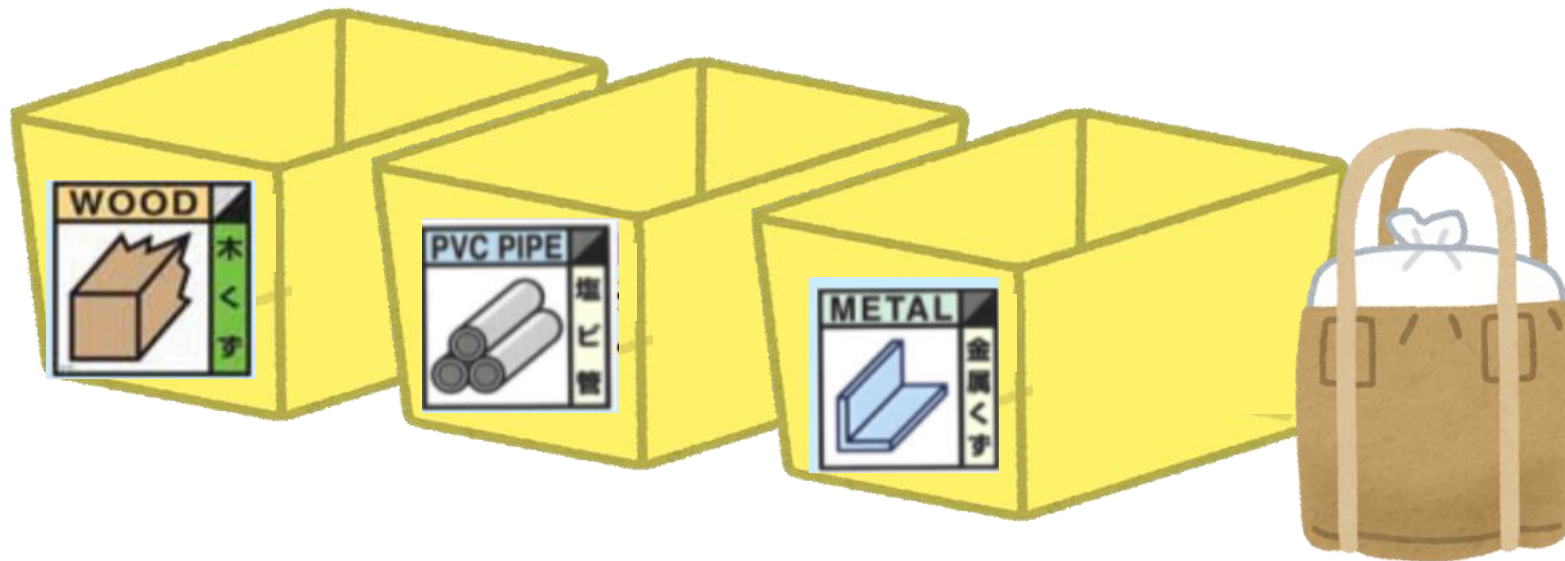
マニフェスト利用における 建設業の特徴

特徴① 処理委託量が多い



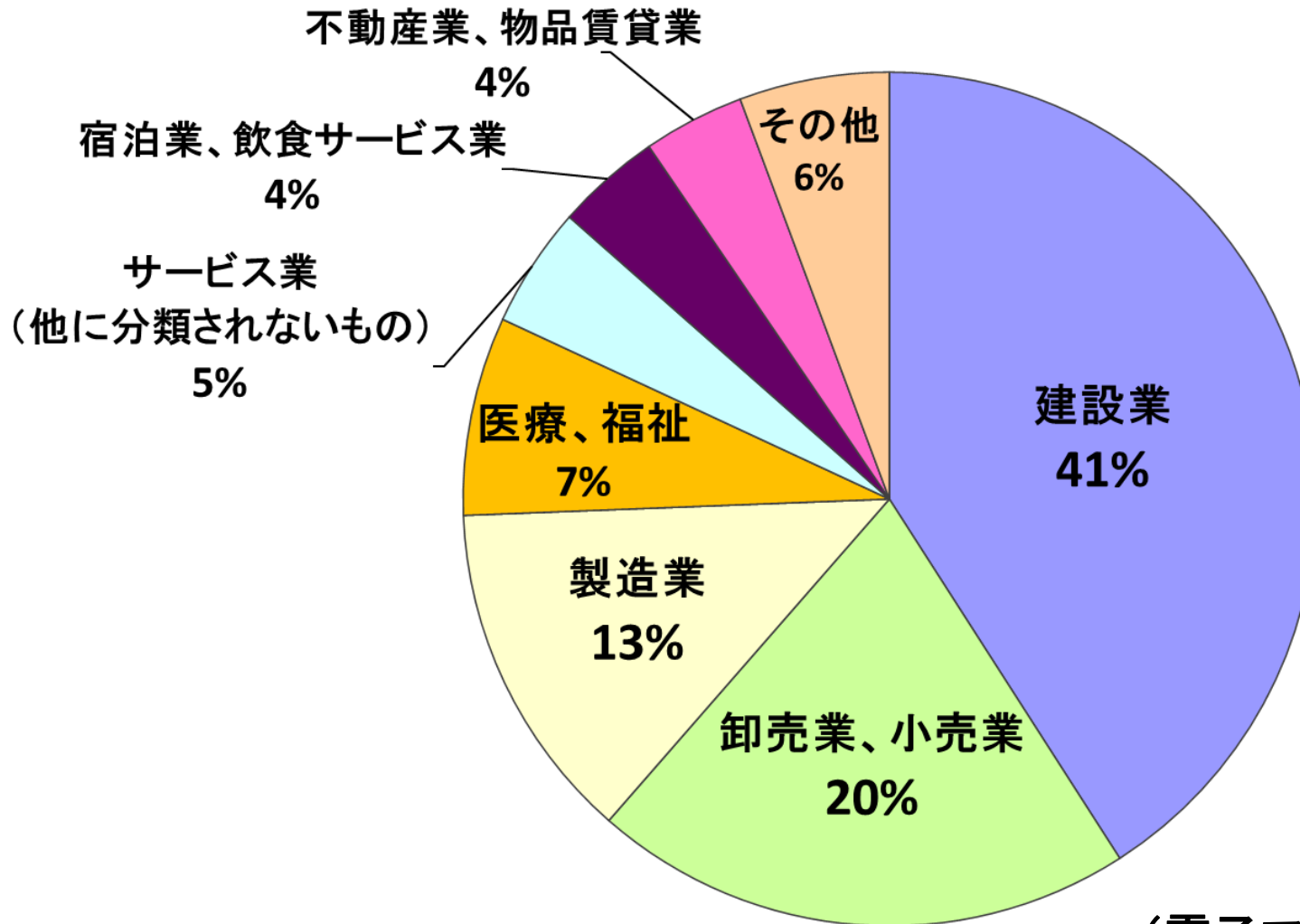
特徴① 廃棄物の量だけでなくマニフェストの数も多い

- 建設現場では分別が進んでいる
- マニフェストは廃棄物の種類ごとに交付・登録が必要
- 建設業界はマニフェスト利用が多い業界



排出事業者の業種別登録件数の構成比

(令和3年4月～令和4年3月までの登録件数)



(電子マニフェストでの比率)

特徴② 排出事業場が固定されていない

- 製造業、小売業等では排出事業場(廃棄物が排出される場所)は変わらない。
- 排出事業場ごとに加入し、マニフェストを利用することが可能。

排出事業場
1加入



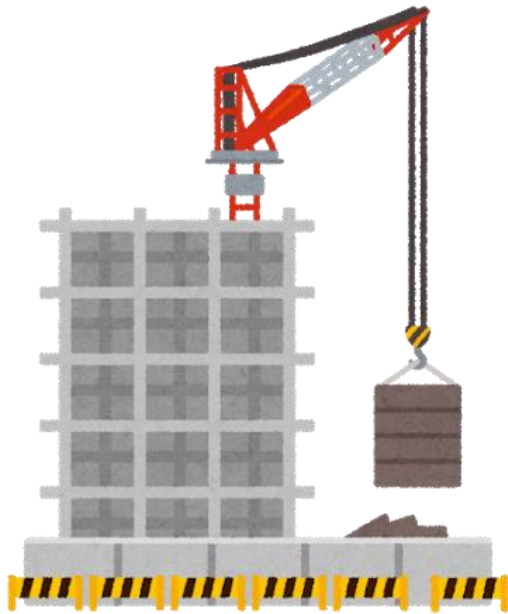
排出事業場
1加入



特徴② 排出事業場が固定されていない

- 建設業の場合は工事現場が排出事業場
- 工事が始まれば排出事業場が増え、終われば減る

排出事業場



排出事業場



特徴③ 元請と下請けで役割が変わる

- 元請の場合はその工事から出る廃棄物の排出事業者
- 元請事業者が自ら運搬する場合は排出事業者としての自己運搬

元請工事



自己運搬



特徴③ 元請と下請けで役割が変わる

- 下請けの場合は元請の委託を受けて元請の廃棄物を運ぶ
- 他者の廃棄物を運ぶので産業廃棄物運搬業の許可を取得し、運搬業者としてマニフェストに関わることになる

下請工事

運搬業者として運搬

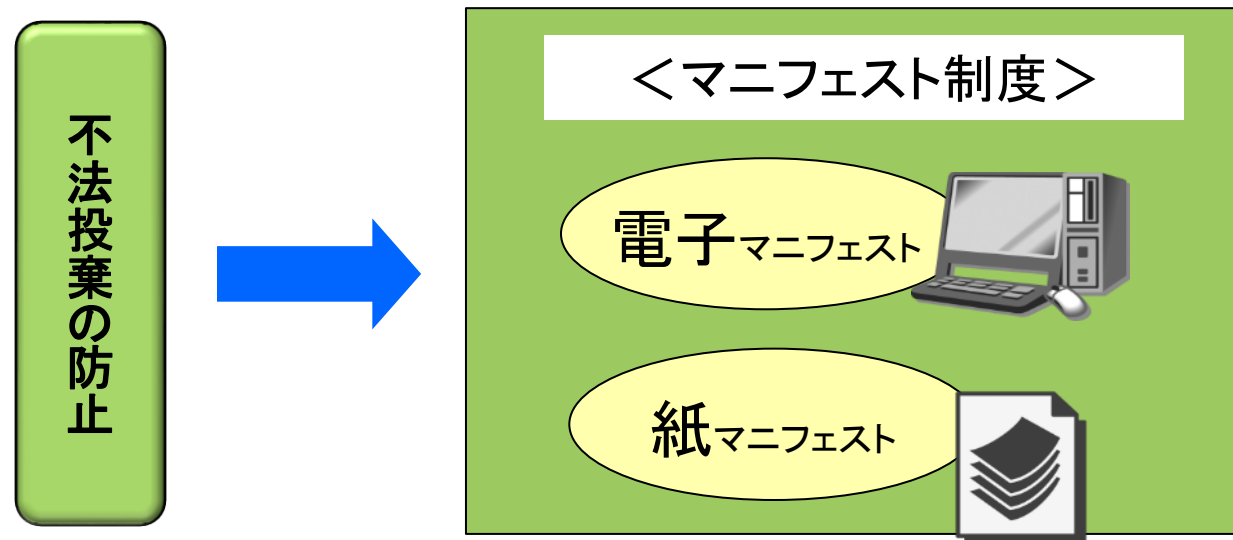


2

マニフェスト制度 (産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度とは…（産業廃棄物管理票制度）

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。



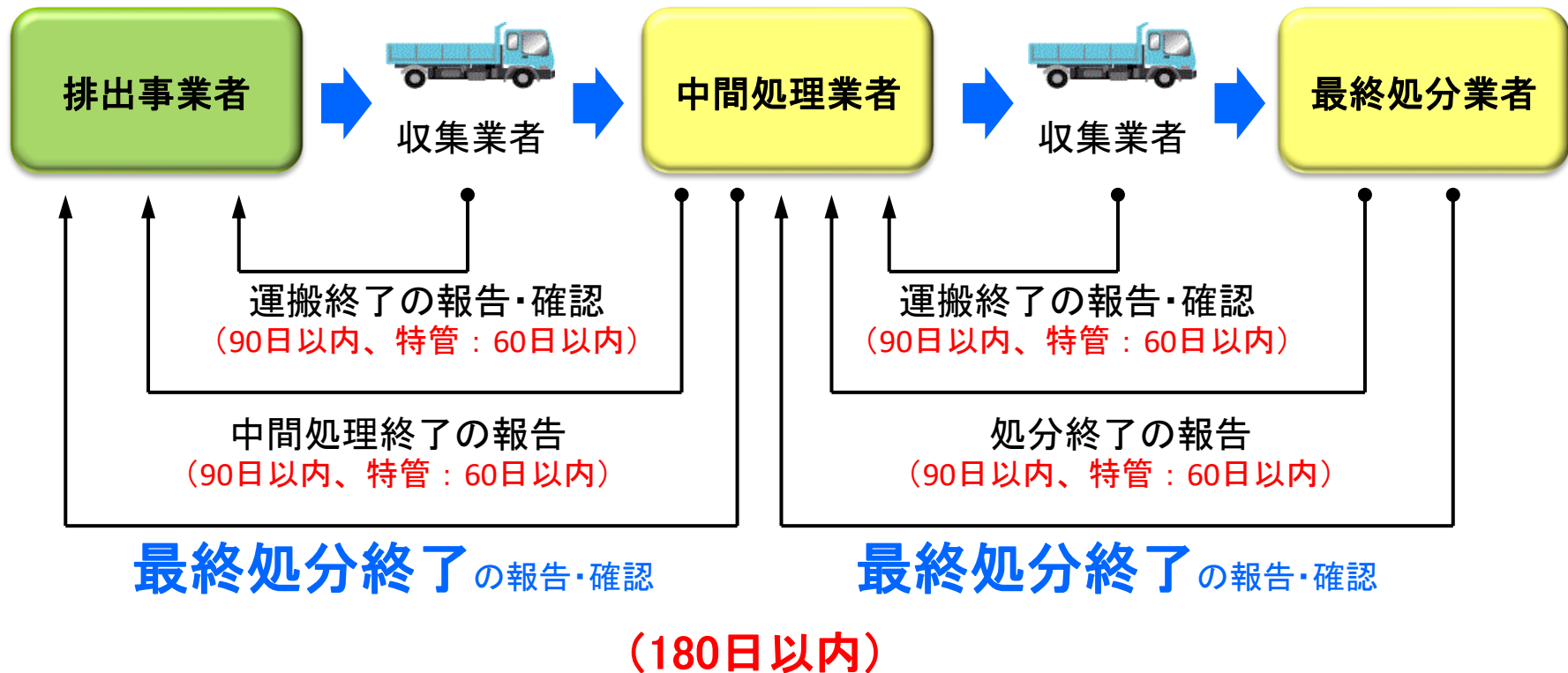
「電子マニフェスト」か「紙マニフェスト」のいずれかを選択して使用しなければなりません。

参考 「マニフェスト」の意味

- ・manifest : 「積荷目録」、「明白する」、「証拠となる」
- ・manifesto : 「政権公約」、「声明書」

排出事業者における確認義務

マニフェストにより最終処分までの処理の流れを確認することが義務づけられています。(電子マニフェスト・紙マニフェスト共通の義務)



措置内容等報告書

確認期限を過ぎても処理終了報告がない場合の対応



すみやかに委託した廃棄物の処理状況を確認し、原状回復等の適切な措置を講ずるとともに、確認期限を超えた日から30日以内に所定様式(右の表)により、都道府県・政令市に報告しなければなりません。
(施行規則第8条の29)

様式第四号(第八条の二十九関係)

(表面)

措置内容等報告書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	様	
報告者 住所		
氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けなかったとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

マニフェスト制度の変遷

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています。同時に、電子マニフェストが新たに制度化されました。

年 月	経 緯
平成2年4月	行政指導によりマニフェスト制度がスタート
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化
平成10年12月	・すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 ・電子マニフェストの制度化
平成13年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化 (50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成23年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大 (排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)
平成30年4月	マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
平成31年4月	情報処理センターへの登録・報告期限の3日以内について、土日祝日及び年末年始を含めないこととした。
令和2年4月	特別管理産業廃棄物多量排出事業者(PCB廃棄物は含まない)に、電子マニフェストの使用を義務化

マニフェスト（電子、紙）関連の罰則

違反	罰則
産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付（電子の場合は登録）した排出事業者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出事業者に運搬終了報告マニフェストを送付(電子の場合は報告)せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者	
処分受託者に管理票を回付しなかった収集運搬業者	
マニフェストを排出事業者に送付(報告)せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付(報告)した処分業者	
マニフェストを保存しなかった排出事業者、収集運搬業者、処分業者	
受託していないものについて、虚偽の記載をしてマニフェストを交付した(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者	
マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた収集運搬業者または処分業者	
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者又は処分業者	
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者	
情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者	
マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない排出事業者、収集運搬業者、処分業者	

3

電子マニフェスト制度

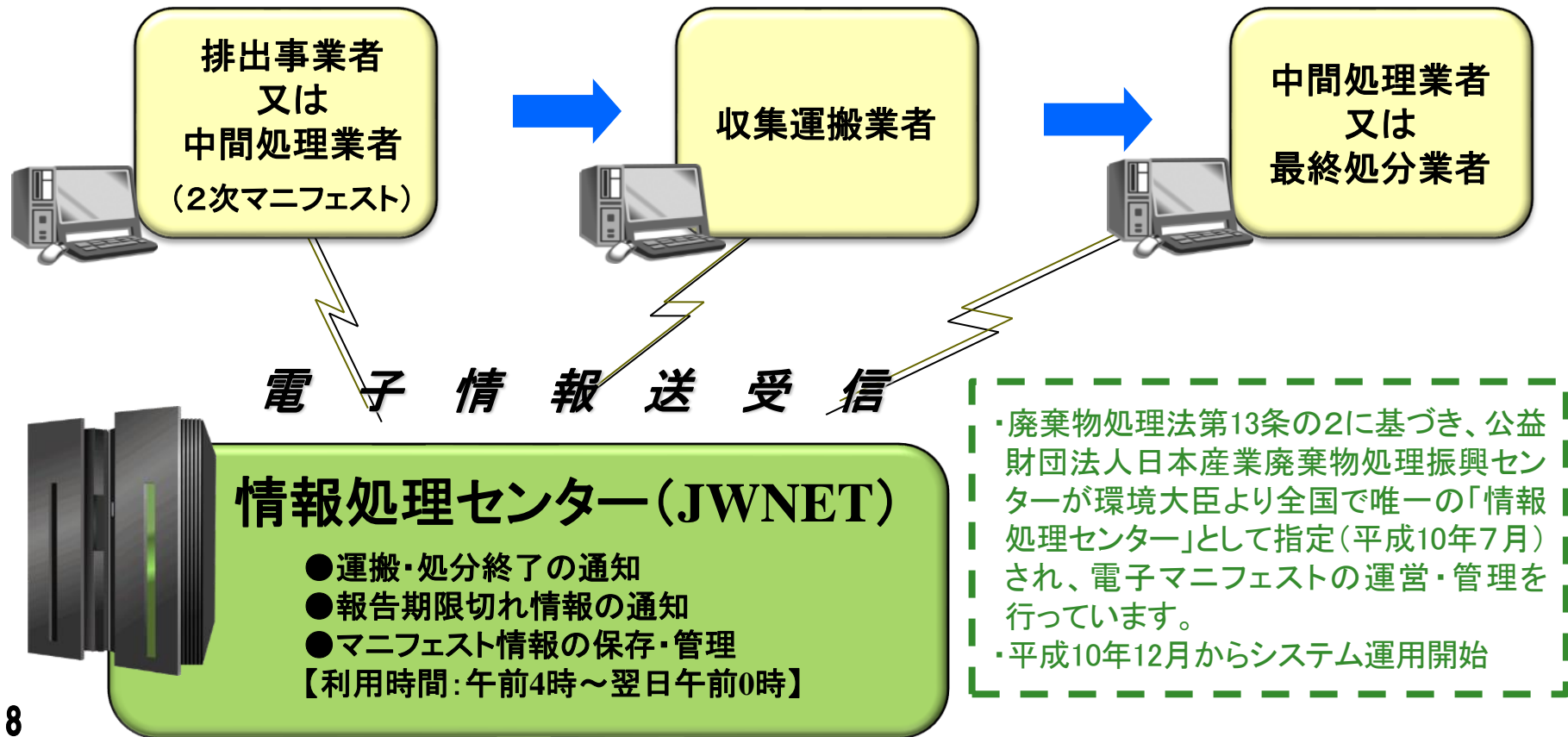


公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

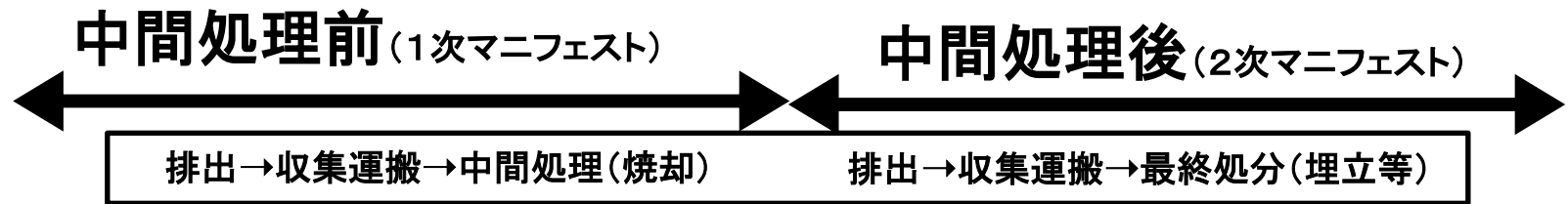
電子マニフェストとは…






電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の
3者の加入が必要

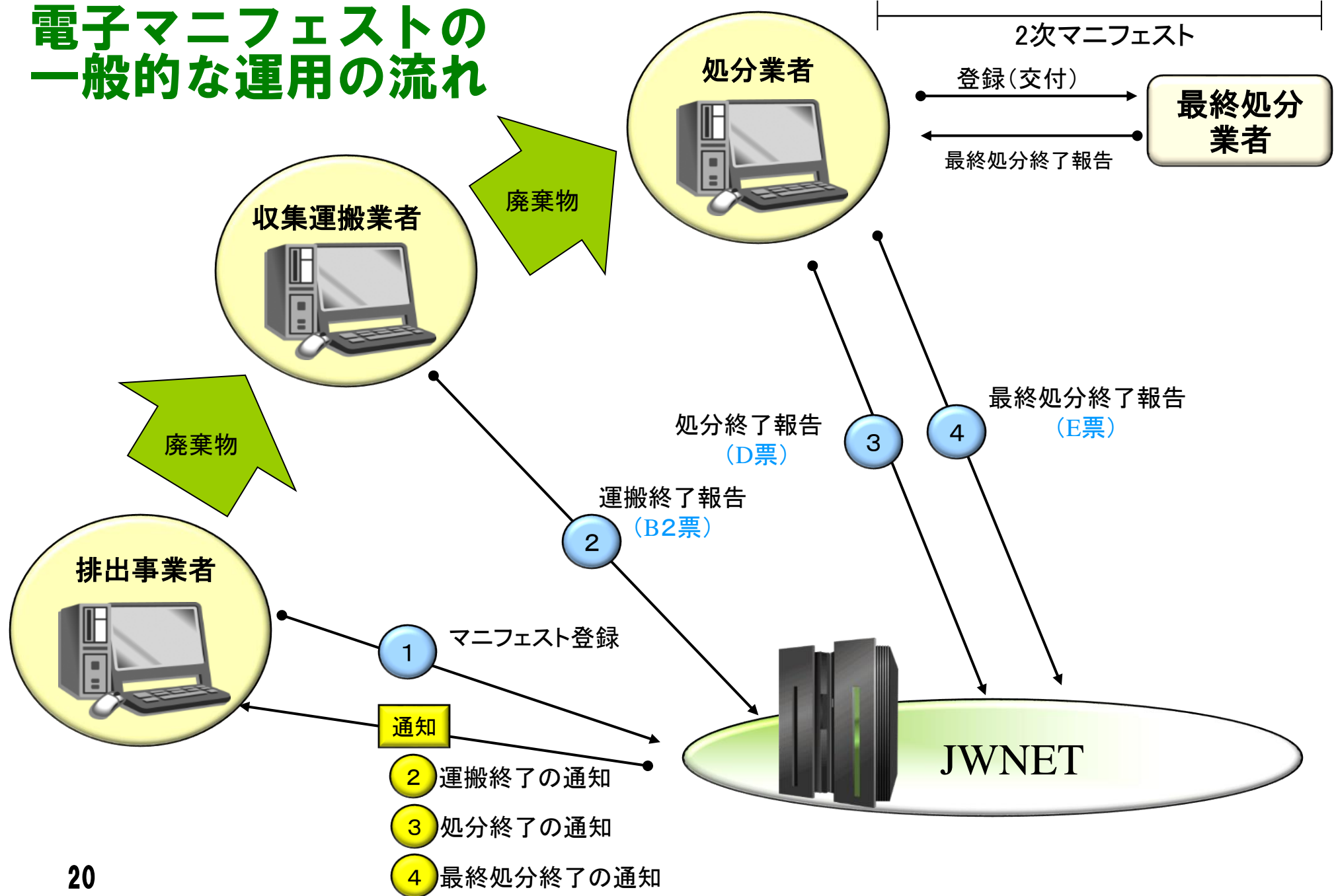


電子マニフェストの運用ケース



運用 ケース	排出 事業者	収集運搬 業者	中間処理業者		収集運搬 業者	最終処分 業者
			処分受託者	処分委託者		
I	電子マニフェスト 				電子マニフェスト 	
II	電子マニフェスト 				紙マニフェスト 	
III	紙マニフェスト 				電子マニフェスト 	
IV	電子マニフェスト 				—	

電子マニフェストの一般的な運用の流れ



4

電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較

(1) 排出事業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録</p> <p>※3日以内には次の①～③は含まない。</p> <p>①廃棄物を引渡した日</p> <p>②土日及び祝日(国民の休日)</p> <p>③年末・年始(12月29日～1月3日)</p> <p>以下同じ</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<u>引渡しと同時に</u>、マニフェストを交付</p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の<u>通知(電子メール等)や一覧表により確認</u></p>	<p>○運搬終了報告: B2票とA票を<u>照合して確認</u></p> <p>○処分終了報告: D票とA票を<u>照合して確認</u></p> <p>○最終処分終了報告: E票とA票を<u>照合して確認</u></p>
マニフェストの 保存	<p>マニフェストの<u>保存が不要</u> (JWNETが保存、<u>5年分は照会・ダウンロード可能</u>)</p>	<p>○交付したマニフェストA票を<u>5年間保存</u></p> <p>○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を<u>5年間保存</u></p>
産業廃棄物 管理票交付等 状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの<u>報告は不要</u>(JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が<u>自ら報告書を提出</u></p>

(2) 収集運搬業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	運搬終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、JWNETに報告	運搬終了日から 10日以内 に、必要事項を記載した マニフェストの写し(B2票)を、排出事業者 に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの 保存が不要 (JWNETは、マニフェスト情報を保存)	処分業者より送付された C2票を5年間保 存

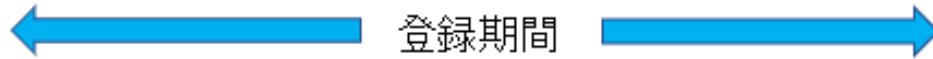
(3) 処分業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	処分終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告	処分終了日から 10日以内 に、必要事項を記載した マニフェストの写し(D票)を、排出事業者 に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの 保存が不要 (JWNETは、マニフェスト情報を保存)	C1票を5年間保存

参考 登録期限3日とは

3日の数え方

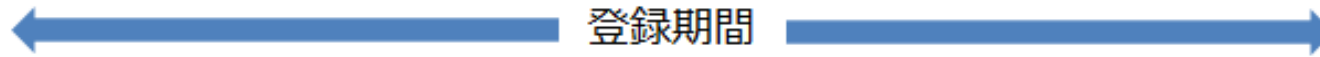
引渡日は3日間に含めず、月曜日に廃棄物を引渡したときは、木曜日までに登録してください。



月曜日 ★引渡日	火曜日 1日目	水曜日 2日目	木曜日 3日目
-------------	------------	------------	------------

ケース1：金曜日に廃棄物を引渡した場合

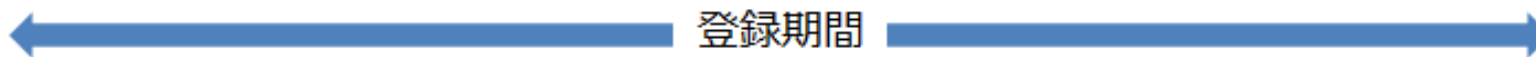
土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに登録してください。



金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 2日目	水曜日 3日目
-------------	-----	-----	------------	------------	------------

ケース2：金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに登録してください。



金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 (祝日)	水曜日 2日目	木曜日 3日目
-------------	-----	-----	------------	-------------	------------	------------

5

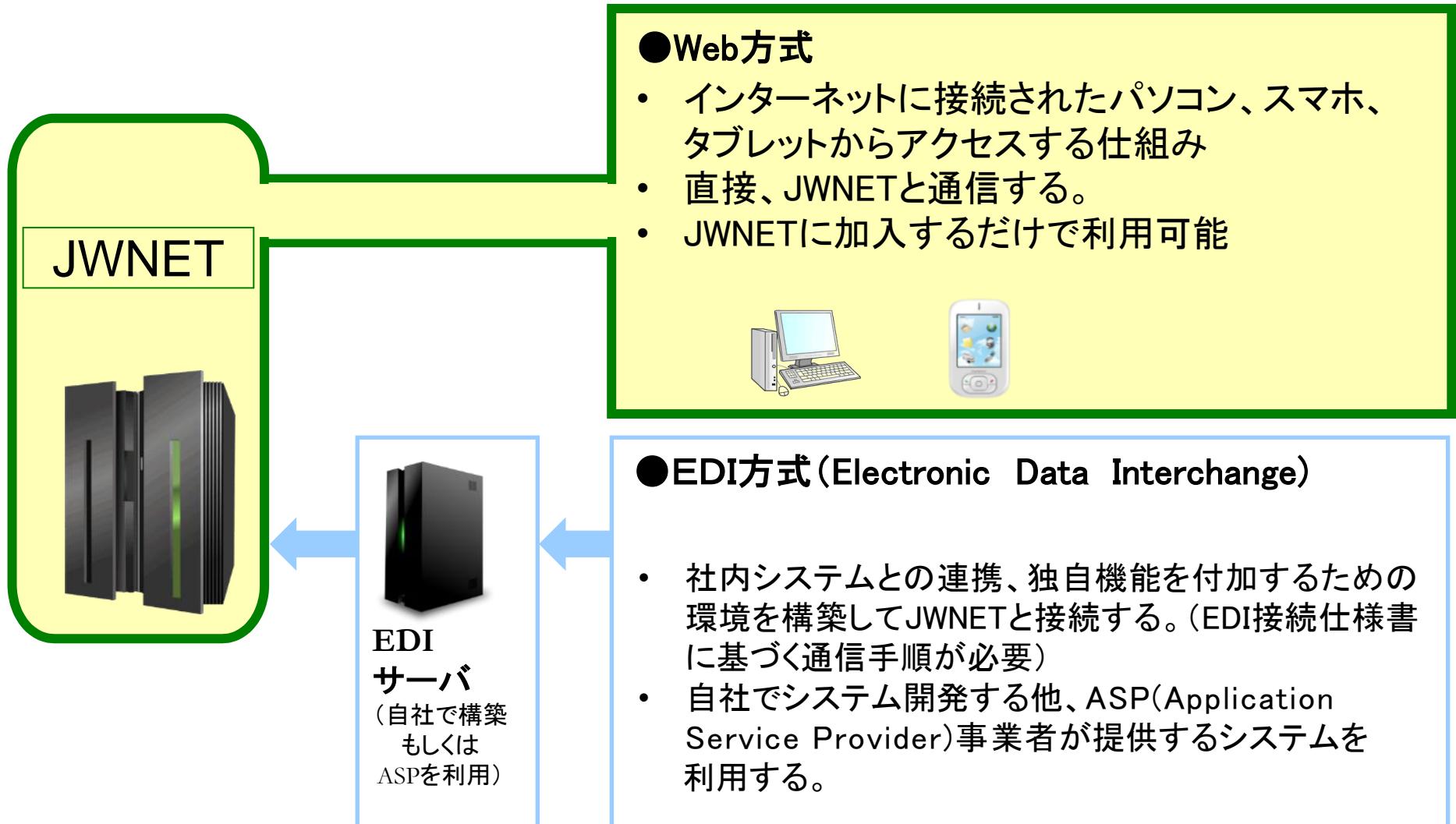
電子マニフェストシステムへのアクセス方法 (JWNET=電子マニフェストシステム)



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子マニフェストシステムへのアクセス方法

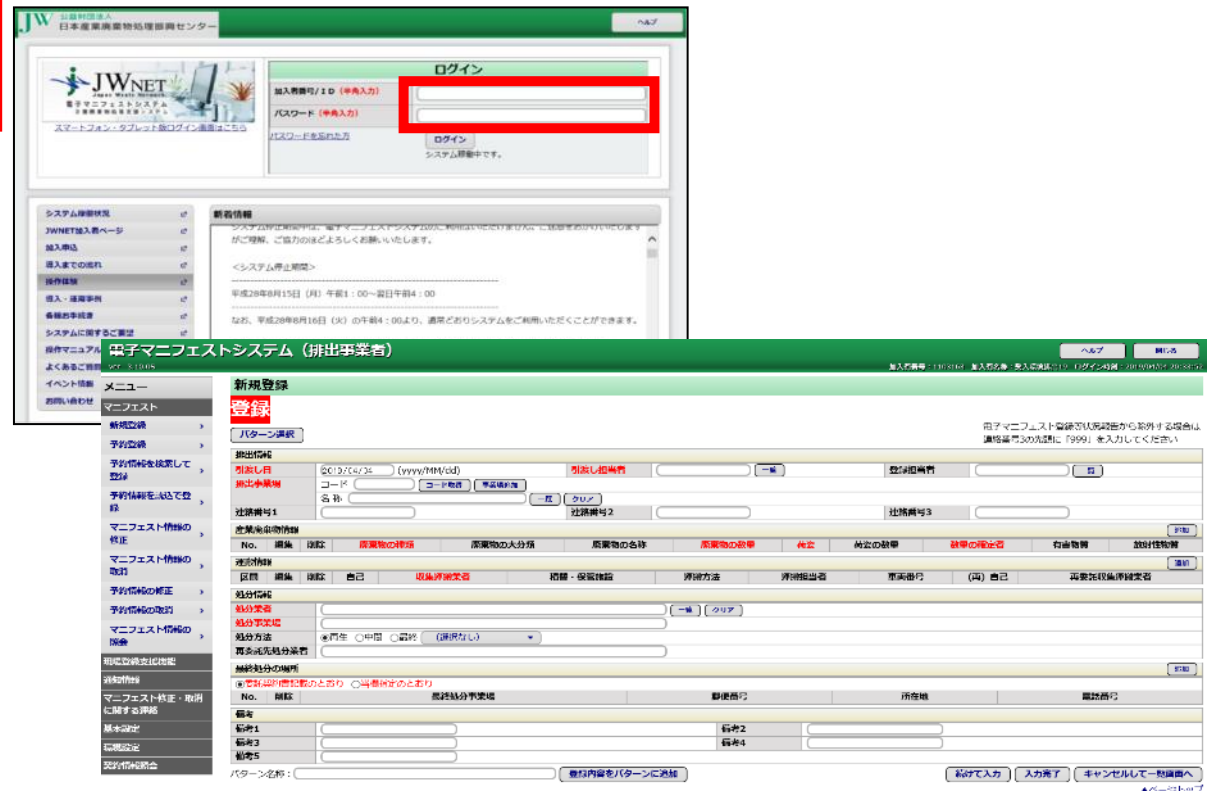
電子マニフェストシステム (JWNET) へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



Web方式（JWNETホームページからアクセス）

電子 manifests (Web方式) の操作は、JWNETホームページからログインし、インターネット上で行います。

Web方式は全ての加入者が利用可能です。



EDI方式とは

どのような場合に利用するか

電子Manifestをより便利に使いたい、WEB方式にない機能を使いたい場合に、自社の運用に合わせて設計された画面から電子Manifestを利用することができ

自社構築とASP利用

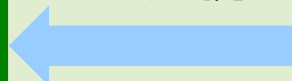
JWNET加入者



【自社でEDIサーバを構築】

- 自社の運用に合わせた機能・画面を構築可能。
- 自社の基幹システムとの連携も可能。
- EDI連携のためのシステム構築が必要。
- WEB方式との併用も可能。

EDI連携



JWNET



ASP

サービス
提供会社



契約

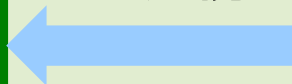


JWNET加入者

【第三者提供サービスを介して利用】

- 業界別に使いやすい機能・画面を提供する会社(ASP)と契約することで利用可能。
- WEB方式との併用も可能。

EDI連携



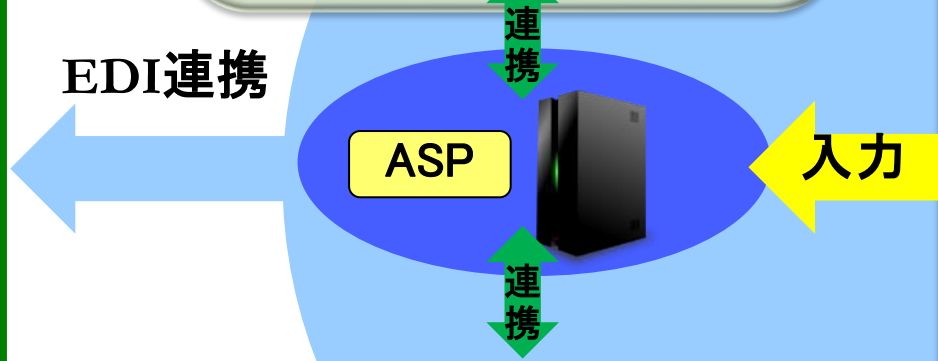
建設業におけるASPを活用した運用 [携帯端末を活用した事例]



〇〇建設会社



社内基幹システム




処理業者




マニフェスト業務
請求業務等

排出事業場(工事現場)




携帯電話等を利用した
現場での簡便な入力



スタート				10:07
交付日: 2003年09月18日				
六成/日大14号線				
収集業者: (株)タケエイ				
処分業者: タケエイ/四街道中間処理場				
品目	廃プラスチック類	バラ	3m3	
数量				
品目	建設工事の木くず	バラ	2m3	
数量				
品目	がれき類			
数量				
承認: _____				
車両担当者: 鈴木太一				
承認: _____				
OK		戻る		

承認パスワードを入力



現場担当者による承認

6

電子マニフェストの 特徴とメリット

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「**情報共有**」と「**情報伝達の効率化**」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

＜導入のメリット＞

- (1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- (2) 法令遵守(コンプライアンス)
- (3) データの透明性

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

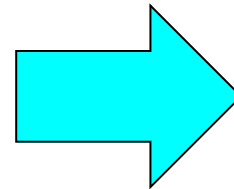
効率化のポイント

- ① 操作が簡単で手間がかからない
- ② マニフェストの保存が不要
- ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる(処理業者)
- ⑤ 過去5年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会
- ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

処理業者
B2票・D票・E票の郵送

排出事業者
A票とB2票・D票・E票の照合



(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

マニフェスト情報の照会一覧

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ ページを 500件 表示 (合計件数: 11 件)

照会結果一覧

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲ マニフェスト番号 ▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	排出事業場	収集運搬業者
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	株式会社〇〇△△運
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	〇〇県立体育館改修工事	株式会社〇〇△△運
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	〇△ 改装工事 木くず	株式会社〇〇△△運
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	株式会社〇〇△△運
5	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922	●	●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW〇〇架橋999	株式会社〇〇△△運
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW〇〇架橋999	株式会社〇〇△△運
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955	●	●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	麴町現場	株式会社〇〇△△運
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	麴町現場	株式会社〇〇△△運
9	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW〇〇架橋999	株式会社〇〇△△運
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552567306	●	●	●	2021/05/27	廃プラスチック類	100.000 k g	JW〇〇架橋999	株式会社〇〇△△運
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552567531	●	●		2021/06/10	廃プラスチック類	1.000 t	JW〇〇架橋999	株式会社〇〇△△運

▲ページトップ

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

ダウンロードしたマニフェスト情報

マニフェスト番号	引渡し日	排出事業者の加入者番号	排出事業者の名称	排出事業場の名称	廃棄物の種類 (大分類名称)	廃棄物の数量	廃棄物の数量単位 (名称)
12552562873	2021/1/19	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	1	t
12552562996	2021/1/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	新井工業	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552563009	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋 がれき類	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100	k g
12552563223	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	15	t
12552563234	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	9	t
12552563245	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	2	t
12552563256	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	6	t
12552563267	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	98	m 3
12552563278	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	50	m 3
12552563289	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	25	t
12552563290	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	66	t
12552563302	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	22	m 3
12552563313	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	654	m 3
12552563324	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	36	t
12552563335	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	258	t
12552563346	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	100	t
12552563447	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	321	t
12552563470	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	765	t
12552563481	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	321	t
12552564437	2021/3/3	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552564640	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	廃プラスチック類	100	k g
12552565506	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	100	t
12552565517	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇県立体育館改修工事	汚泥 (泥状のもの)	22	t

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

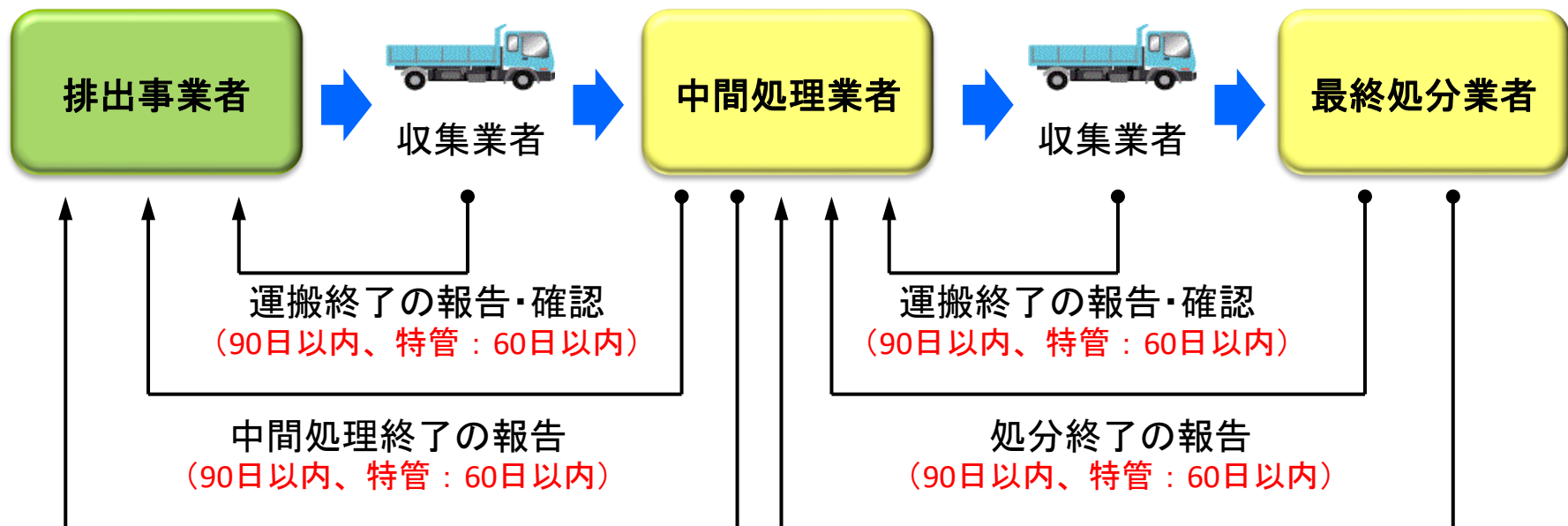
- ①法で定める必須項目をシステムで管理しているため、法定項目の入力漏れがない
(入力漏れがあると登録・報告ができません)
- ②マニフェスト紛失の心配がない(保存義務を遵守)
- ③運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告をマニフェスト情報の照会機能(一覧)や通知情報(電子メール)で確実に確認
- ④排出事業者の処理終了確認期限(※)が近付いた場合や、確認期限が切れた場合に、警告表示し、注意喚起

※ 処理終了報告の確認期限

- ・運搬終了・処分終了の確認期限をチェック(90日、特管60日以内)
- ・最終処分終了報告の確認期限のチェック(180日以内)

排出事業者における確認義務

マニフェストにより最終処分までの処理の流れを確認することが義務づけられています。(電子マニフェスト・紙マニフェスト共通の義務)



最終処分終了の報告・確認

最終処分終了の報告・確認

(180日以内)

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ ページを 500件 表示

(合計件数)

照会結果一覧

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	OC
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	OC
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	OL
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	OC
5	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	OL
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	OL
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	OL
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥 (泥状のもの)	12.000m ³	JW
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW

< 戻る

受渡確認票印刷

一覧表印刷

マニフェスト情報照会結果項目 (402項目)

確認期限まで30日を切ると「間近」と表示。

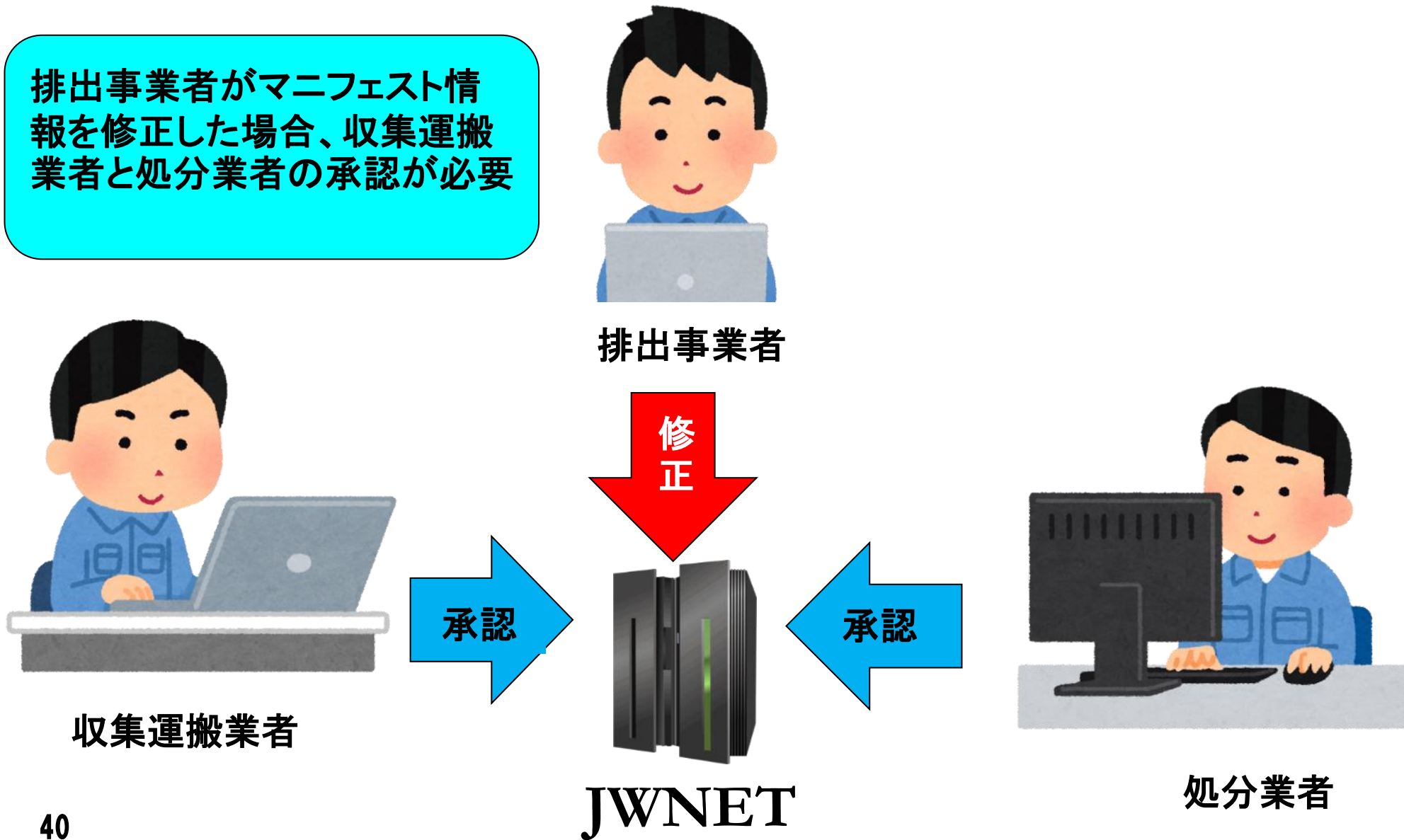
(3) データの透明性

(3) データの透明性

- ① 排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視
 - ・ 3者で情報を閲覧するため、誤りを見つけやすい
 - ・ 修正・取消は関係者の承認が必要であり、1者が勝手にデータの修正や取消ができない。
- ② 本社・支店(環境管理部門)において、全国各地の排出事業場(工事現場、工場等)のマニフェスト情報が閲覧可能
- ③ マニフェスト情報は第3者である情報処理センターが管理・保存
 - ・ マニフェスト情報を5年間保存
 - ・ セキュリティも万全

(3) データの透明性

排出事業者がマニフェスト情報を修正した場合、収集運搬業者と処分業者の承認が必要



(3) データの透明性

排出事業者が自ら登録したマニフェスト情報の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
マニフェスト情報の修正・取消	修正者 (修正・取消の操作が必要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)

収集運搬業者が運搬終了報告の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
運搬終了報告の修正・取消	承認が必要	修正者 (修正・取消の操作が必要)	承認は不要

処分業者が処分終了報告の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
処分終了報告の修正・取消	承認が必要	承認は不要	修正者 (修正・取消の操作が必要)

マニフェスト情報の確認と確定情報

- 電子マニフェスト情報は次の条件をすべて満たす場合、「確定情報」として管理され、修正・取消等の操作を行うことができません。

確定情報になる条件

- ・マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。
- ・運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告のすべてが終了している。
- ・修正・取消の要請状態ではない。
- ・最終更新日より10日以上経過している。

- 廃棄物の量や単位 (kgと t の間違い) など、マニフェストの内容の確認を定期的に行ってください。
 - ⇒ マニフェスト情報に誤りがあるまま「確定情報」になってしまった場合、マニフェスト登録等状況報告の内容変更を所定様式 (書面) で当該自治体に報告する必要があります。

7

電子マニフェスト 導入までの流れ

電子マニフェスト導入の流れと検討・確認事項

導入手順

STEP1	パソコン環境と取引先企業の加入確認
STEP2	加入の単位の検討
STEP3	利用する料金区分の選択
STEP4	運用方法の検討 1. 受渡確認伝票(書面)の活用 2. マニフェスト登録する日時 3. 数量確定者
STEP5	加入手続きと試行運用
STEP6	事前準備と確認事項

STEP1

パソコン環境と取引先企業の加入確認

1. 電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用推奨環境

パソコンOS	ブラウザ(下記、最新版)
Windows 10、11 (デスクトップモード)	Microsoft Edge Google Chrome Firefox ESR
Mac OS	Safari Firefox ESR Google Chrome

- 上記は当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。
- 2022年6月末現在(最新の利用推奨環境はJWNETホームページで確認してください)

2. 取引先企業の加入確認 (JWNETホームページの加入者検索機能を利用)

排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導入しているか確認が必要

※優良認定処理業者は、電子マニフェストに加入しています。

(優良産廃処理業者認定制度は通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です)

JWNETホームページの加入者検索機能



廃棄物処理法に基づく
電子マニフェスト

加入申し込み



電子マニフェストとは
電子マニフェストの運用
説明会・マニュアル
システム関連情報
各種お手続き料金
よくあるご質問

🏠 [トップページ](#) > [電子マニフェストとは](#) > [加入者検索](#) > [収集運搬業者の検索](#)

加入者名、住所、許可を受けた自治体などからJWNETに加入している収集運搬業者を検索することができます。

加入者名	<input type="text"/> <small>※加入者名はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。</small>
住所(都道府県を検索)	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">指定しない ▼ ▾</div> <small>※「住所」は加入手続時に登録した加入者住所です。</small>
許可番号(下6桁)	<input type="text"/> <small>※許可番号はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。</small>
許可主体:都道府県	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">指定しない ▼ ▾</div>
許可主体:政令市	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">指定しない ▼ ▾</div> <small>※「許可主体 都道府県」、「許可主体 政令市」は収集運搬業を許可した自治体を示しています。(環境省の産業廃棄物処理業者情報検索システムの情報を_usingしています)</small>
優良性評価結果	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">指定しない ▼ ▾</div> <small>※優良性評価結果については、「公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団」より情報の提供を受けて掲載しています。</small>

検索する

電子マニフェストとは

- マニフェスト制度とは
- 電子マニフェストの仕組み
- 導入のメリット
- 紙マニフェストとの運用比較
- アクセス方法
- 登録件数・電子化率
- 情報処理センターの役割
- 加入者検索
 - 届出事業者の検索
 - 収集運搬業者の検索
 - 処分業者の検索
 - 自治体への報告

- 情報の公開を承諾した加入者のみ検索可能
- 委託先処理業者に確認するのが確実

区分	公開
収集運搬	17, 651
処分	7, 856

(2022年5月2日現在)

STEP2

加入の単位の検討

● 排出事業者

加入の単位は、任意です。

排出事業場単位、排出事業場を管轄する支店や本社等の単位で加入できます。

例) 製造業の場合: 工場単位で加入

建設業の場合: 排出事業場(工事現場)を管轄する支店または本社で加入

(P8 「マニフェスト利用における建設業の特徴」より)

特徴② 排出事業場が固定されていない

- 建設業の場合は工事現場が排出事業場
- 工事が始まれば排出事業場が増え、終われば減る

排出事業場



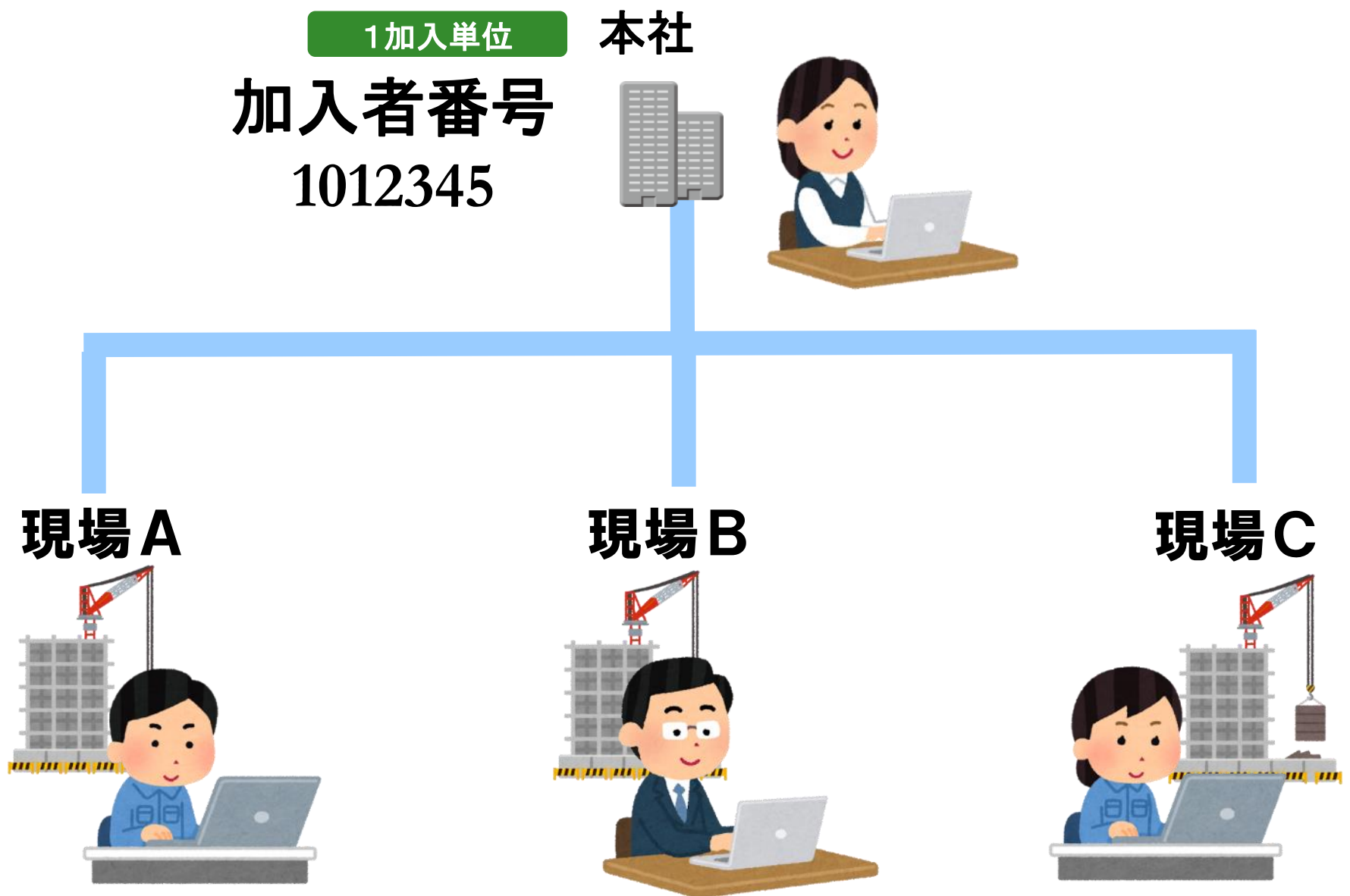
排出事業場



加入の単位の検討

- 収集運搬業者（下請けに業者で、元請けの廃棄物の運搬をする場合）
 - 下請け業者で、元請けの廃棄物の運搬を行う場合は、収集運搬業者として加入が必要
- 処分業者
 - 加入の単位は、処分事業場単位となります。
 - 同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合は1加入で対応できます。

加入例①-1：本社で加入し現場事務所でマニフェスト登録



サブ番号とは

加入者番号
1012345



本社

現場 A



1012345

現場 B



1012345

現場 C



1012345

サブ番号とは

加入者番号末尾に2桁追加し、1アカウントで複数名が同時ログインできる仕組み

加入者番号

1012345



本社

現場 A



101234501

現場 B



101234502

現場 C



101234503

加入例①-1：本社で加入し現場事務所でマニフェスト登録

1加入単位

本社

加入者番号

1012345



現場 A

現場 B

現場 C



サブ番号

101234501



サブ番号

101234502



サブ番号

101234503



加入例①-2：本社で加入し本社に情報を集約

サブ番号
101234506



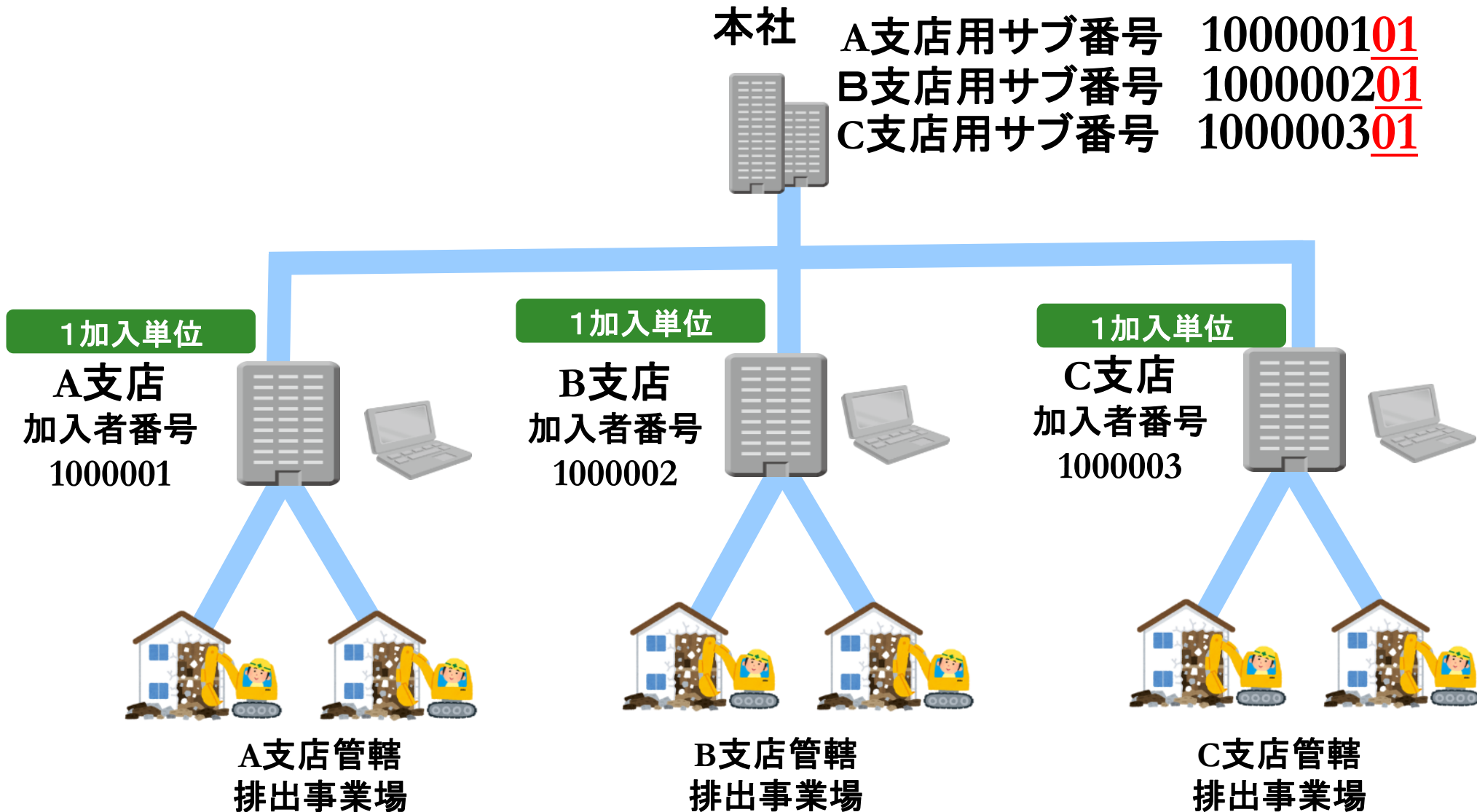
サブ番号
101234507



加入者番号
1012345



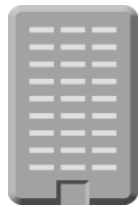
加入例②：排出事業場を管轄する支店毎に加入



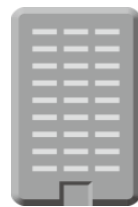
加入例③：共同企業体（JV）として受注時

ABCD共同企業体（JV）

排出事業場名称を●●ビル建設JV（A建設 B建設 C建設 D建設）



A建設（JV代表）
JWNET加入



B建設
JWNET加入



C建設



D建設

- 複数の建設業者が、共同企業体（JV）として建設工事を受注場合
JVの代表者がJWNETに加入していれば、代表者の1社の加入で運用可能。
- JVとして事業を受注する毎に加入する必要はありません。

STEP3

利用する料金区分の選択

①利用料金－排出事業者－1

税込

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)※
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件までは無料) 91件目から 22円	(5件までは無料) 6件目から 22円
メリットがある 年間登録件数	2,401件～	～2,400件	—

団体加入料金(C料金)とは

(2022年4月時点料金表)

以下の「団体加入の条件」を満たすことにより、団体加入者1者の年額基本料が110円と使用料(5件まで無料)で利用できる、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系です。

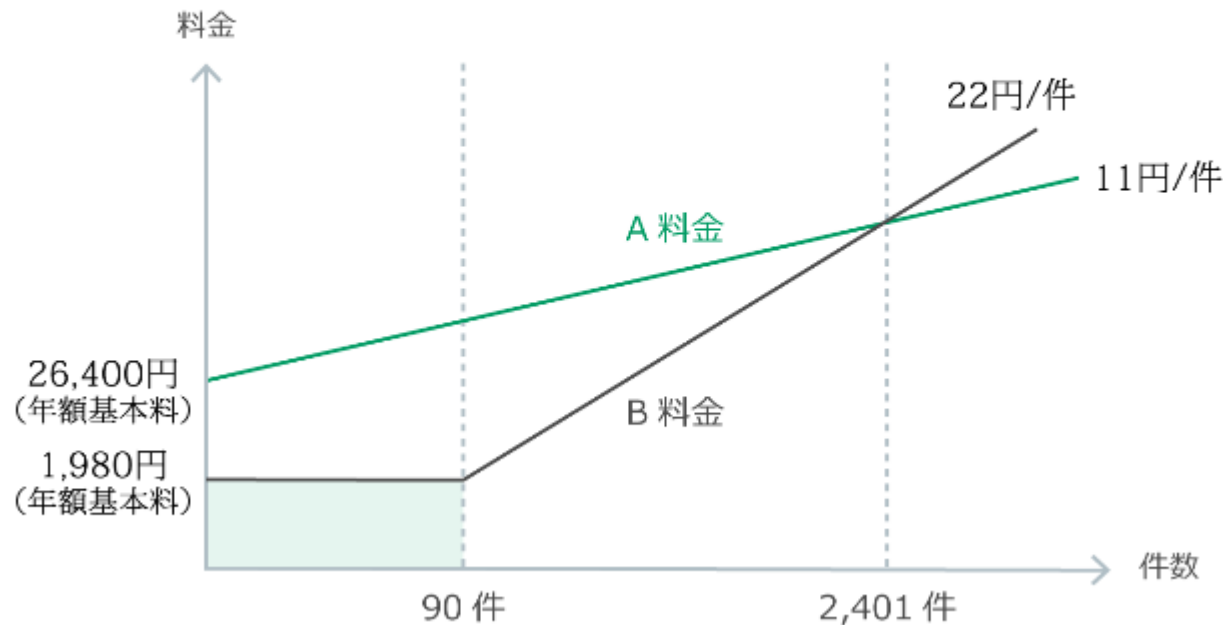
STEP3

利用する料金区分の選択

① 利用料金－排出事業者-2

A料金とB料金の比較イメージ

対象： 排出事業者、処分業者（2次登録機能の利用） ※下図は排出事業者の場合



②利用料金－収集運搬業者、処分業者

税込

料金区分	収集運搬業者	処分業者 ※1		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)	
			A料金	B料金
基本料※2 (年額)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報 1件につき)	—	—	11円	(90件までは無料) 91件目から 22円
メリットがある 年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

(2022年4月時点料金表)

※1 ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金

② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金

A料金、B料金を選択: 年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合は、A料金の方を選択した方がメリットがあります。

※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

参考 1

利用料金の支払いについて

1. 請求時期

【基本料】排出・収集・処分 共通

新規加入者	加入申込した月の翌月に基本料を請求します。
既加入者	当該年度の4月上旬に請求します。

【使用料】排出及び処分(2次登録A・B)のみ

A料金加入者	A料金の使用料は6月、9月、12月、3月の月末で精算し、当該月を含む過去3ヶ月分を、その翌月上旬に請求します。
B料金加入者	B料金の使用料は、3月31日で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数90件(加入初年度は利用開始月によって件数が変わります。)を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。
C料金加入者	C料金は1年間分(4月～3月)を3月末で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数5件を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。利用代表者へ4月に請求します。

2. 支払時期

支払方法	支払時期	例
振込の方	請求の翌月の月末	4月請求⇒5月31日までにお振込み
引落の方	請求の翌月8日に自動引落し	4月請求⇒5月8日に自動引落し

[※請求書及び口座振替通知書はJWNET\(マイページ\)からダウンロードしてください。](#)

参考 2 請求書(口座振替通知書)印刷

請求書は、JWNETログイン後、マイページから請求内容の確認とダウンロードができます。

- ① JWNETポータル→マイページ→請求メニューをクリック
- ② 【最新請求情報】をクリックします。
- ③ 請求書のPDFファイルが表示されている場合、ファイル名をクリックすると、請求書のダウンロード・ご確認ができます。
- ④ 請求書のPDFファイルが表示されていない場合、画面下部の【請求書再発行】をクリックしてください。
15～30分程度で画面上部にPDFファイルが表示され、請求書のダウンロード・ご確認ができます

請求書の作成日から10日以内は、以下の「ファイル名」の欄に請求書のファイルが表示されています。
以下の欄に表示がない場合は、画面下の「請求書再発行」ボタンを押してください。
※「請求書再発行」ボタンをクリックすると、15分から30分程度で請求書が作成されます。ダウンロードには画面の再表示が必要となります。

No.	帳票種別	ファイル名	説明				
お支払い方法:振込							
請求情報							
日付	請求番号	繰越額	今回ご利用額				
20210406	F210400020614	0	13,354				
			ご請求額 13,354				
(合計件数 2 件)							
内訳(当月請求分)							
料金内訳	期間	数量	単価(円)	金額(円)	消費税(円)	合計(円)	備考
基本料	2021年04月～2022年03月	1	1,800	1,800	180	1,980	振込日
使用料	2020年04月～2021年03月	517	20	10,340	1,034	11,374	振込日使用数(607)

請求書の表示内容を変更したい場合は、変更する内容を入力・選択し、画面下の「請求書再発行」ボタンを押してください。
15分から30分後、画面右上の「再表示」ボタンを押すと変更後の請求書がダウンロードできます。
操作の詳細については画面上部のヘルプボタンを押してください。

請求書表示内容変更	
任意 会社名(全角7文字まで)	会社名を変更する場合は入力
任意 代表者名(役職名含む) (全角20文字まで)	印字名及び氏名を変更する場合は入力
基本料と使用料を分割して発行	<input checked="" type="radio"/> 分割しない、 <input type="radio"/> 分割する

※会社(会社名、代表者名)の変更は一時的な変更です。

STEP4

運用方法の検討

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者間で、以下の項目について検討・調整し、ルール化しておくことで運用がスムーズになります。

【検討すべき事項】

- (1) 受渡確認票(伝票)の活用
- (2) マニフェスト登録する日時
- (3) 数量確定者

(1) 受渡確認票（伝票）の活用

電子マニフェストの運用においても、法令に基づき紙の伝票が活用されています。以下の役割・用途で伝票（書面）が利用されています。

- ① **廃棄物の受渡し確認の記録としての役割**
 - ・ 廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面
- ② **マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割**
 - ・ パソコンに情報を入力する際の作業用伝票
- ③ **収集運搬業者が運搬時に携帯する書面としての役割**
 - ・ 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
 - ・ 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面（電子情報でも可）

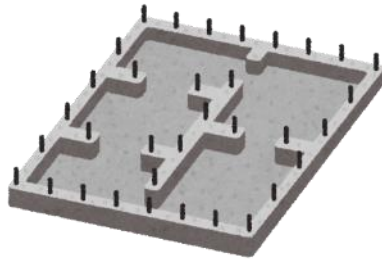
受渡確認票とは・・・

- 受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する様式はありません。また保存義務等はありません。
- この受渡確認票は、上記③の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多くなっています。
- 予約登録（後述）することにより、受渡確認票（伝票）は電子マニフェストシステムから印刷できます。

① 廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

排出事業場で廃棄物を引渡すとき、処分場へ搬入するときの確認用に使います。

排出事業場での確認



処分場搬入時の確認



② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

現場で引き渡した廃棄物の内容を、事務所に戻って電子マニフェストに入力する際のメモとして活用します。



排出事業場



事務所に持ち帰って入力



事務所

③ 運搬車両における書類の携帯義務について (電子マニフェストを利用している場合)

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

- ① 許可証(写し)
- ② 電子マニフェスト加入証(写し)
- ③ 次の事項を記載した書類(電子情報でも可)
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先



※環境省ホームページ(書面の携行について):

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/03.pdf>

留意点

- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません(上記事項を網羅することは必要)。
- 上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

【独自の受渡確認票の例1】

受渡確認票							
		引渡し日	引渡担当者	入力担当者			
マニフェスト番号		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者		〒					
		電話番号		FAX			
店舗名称 (排出事業場)		〒					
排出現場コード		電話番号		FAX			
収集運搬業者							
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法
汚泥		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
廃油		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
廃プラスチック類		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
紙くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
ガラス・コンクリート・陶磁 器くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
安定型混合廃棄物		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
廃電気機械器具		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ	kg m3	個 台		kg m3	個 台
処分業者							
備考							

【独自の受渡確認票の例2（3連）】

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (排出事業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No.		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (収集運搬業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No.		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (処分業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No.		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										

※受渡確認票のサンプルはJWNETホームページからダウンロードできます。

【JWNETで出力できる受渡確認票】

電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票

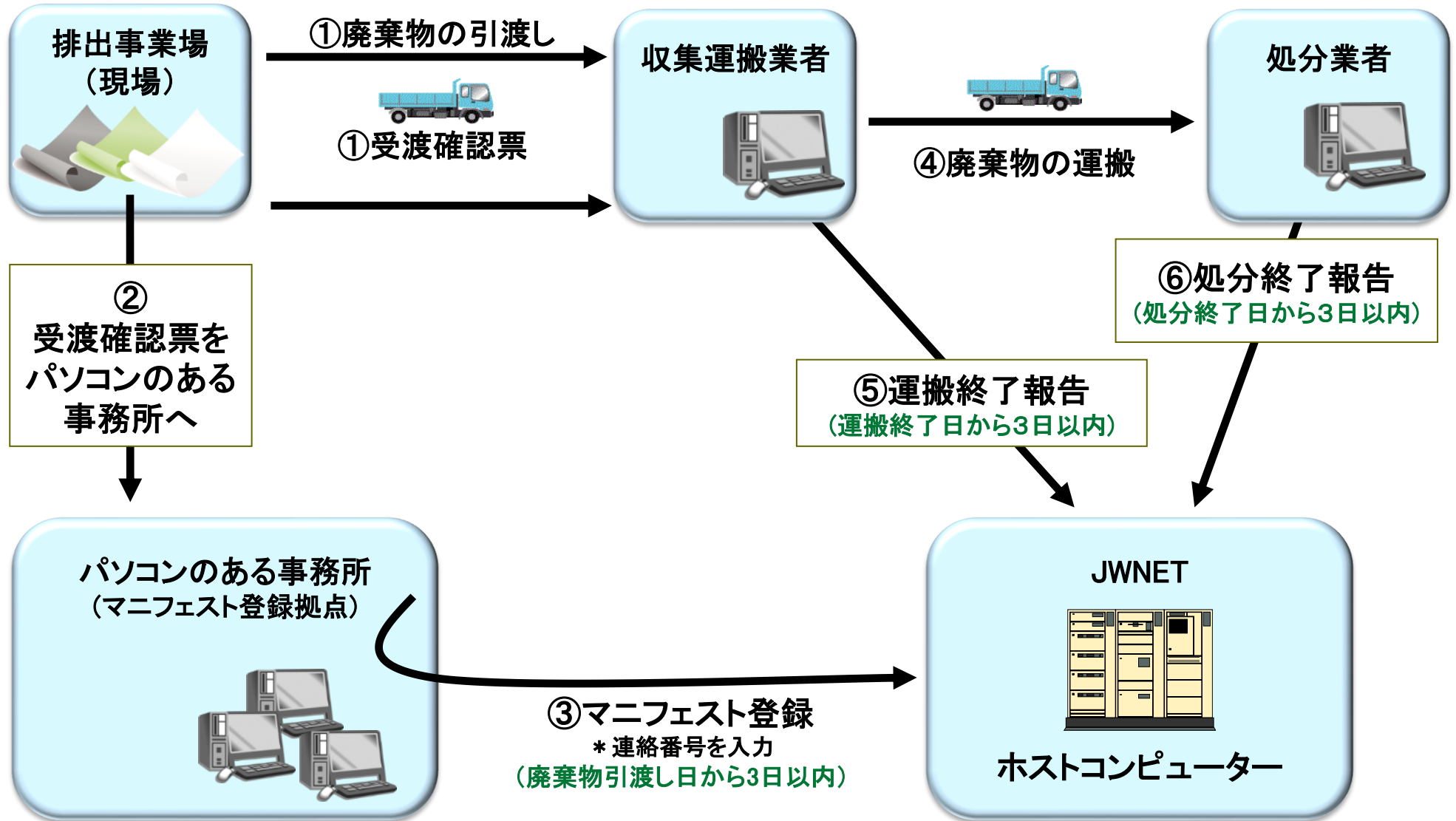


a 1 2 5 5 2 4 0 6 2 3 0 a

マニフェスト番号	12552406230		登録の状況	予約登録	引渡し日	2020/08/11		引渡し担当者	
	連絡番号1			連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 株式会社受入環境排出19			排出事業場	名称 鶴町工場				
	住所 千				所在地 千				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	1103163	電話番号	11111			
産業廃棄物	種類 0600000 廃プラスチック類				数量	100,000 kg	確定数量		
	(太.分.類.名.称.廃プラスチック類)				数量	バラ	数量の確定者.処分業者		
	有害物質 放射線物質対象外 産業物の名称								
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号])								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社受入環境収運219			運搬先の事業場	名称				
	住所 千				所在地				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	2022130	許可番号	152501	運搬方法	車両番号(排出)	
備考					運搬量		運搬担当者		
					有価物拾集量		運搬終了日		
処分業者	氏名又は名称 株式会社受入環境処分報告登録3119			処分事業場	名称 テスト処分場				
	住所 千				所在地 千				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	3016679	許可番号	153502	報告区分	処分方法	
備考					報告区分		処分終了日	産業物受領日	
							処分担当者		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])						受入量		
							最終処分終了日		
備考1									
備考2									
備考3									
備考4									
備考5									

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

マニフェスト登録の運用例 (受渡確認票は排出事業者が準備)



(2) マニフェスト登録する日時

- ① 排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了報告、処分終了報告ができません。
- ② 収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるか分からないと、その都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなければなりません。
- ③ 「いつ(例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など)」マニフェスト登録するかをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処分終了の報告を円滑に行うことができます。

マニフェスト登録忘れにご注意!



※ 排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを処理業者側で受信することもできます。

(3) 数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

- ①排出事業者 : 数 量(必須)
- ②収集運搬業者 : 運搬量(任意)(1区間～5区間)
- ③処分業者 : 受入量(任意)

3者がそれぞれ数量を入力した場合、都道府県等に報告するときに誰が入力した数量を報告に使うか、決めなければいけません。

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値=確定数量となり都道府県等に報告される数量となります。

(3) 数量確定者

産業廃棄物情報入力

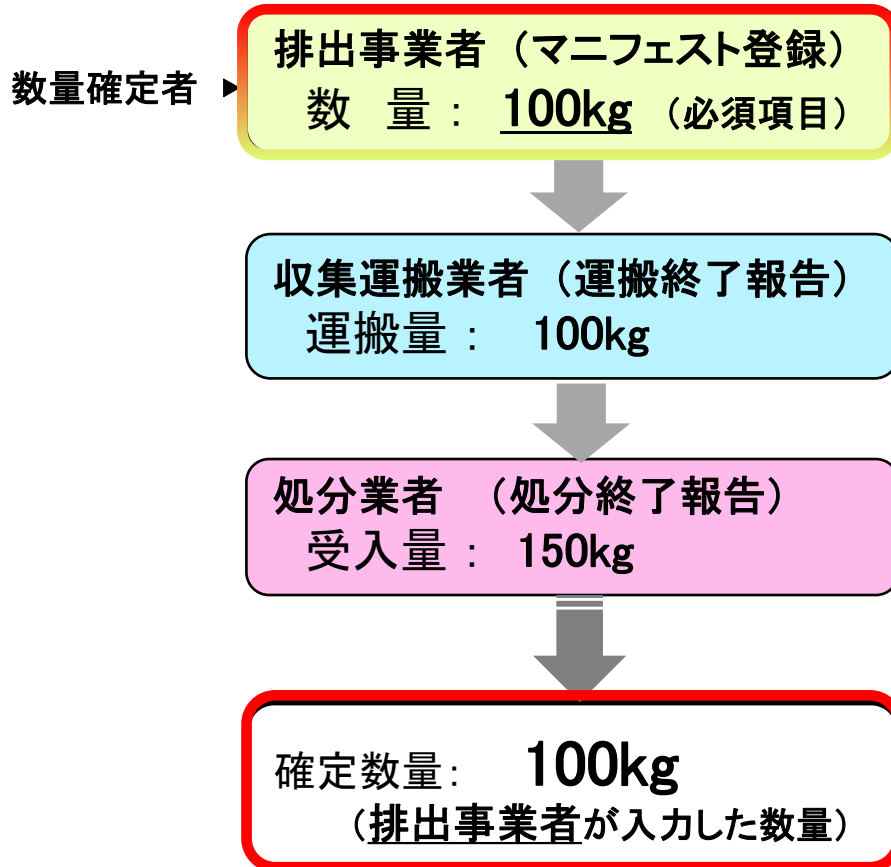
産業廃棄物情報				
産業廃棄物情報				
産業廃棄物の種類	<input type="text" value="廃プラスチック類"/> <input type="button" value="一覧"/>			
産業廃棄物の大分類名称	廃プラスチック類			
産業廃棄物の名称	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>			
数量	<input type="text" value="10"/>	単位	<input type="text" value="t"/>	
荷姿	<input type="text" value="フレコンバック"/>	荷姿の数量	<input type="text"/>	
数量の確定者	<input type="text" value="処分業者"/>			
有害物質	有	<input type="text" value="排出事業者"/>	有害物質 2	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間1)"/>	有害物質 4	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間2)"/>		<input type="text" value="(選択なし)"/>
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間3)"/>		
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間4)"/>		
	<input type="text" value="収集運搬業者(区間5)"/>			
	<input type="text" value="処分業者"/>			

排出事業者
 収集運搬業者(区間1)
 収集運搬業者(区間2)
 収集運搬業者(区間3)
 収集運搬業者(区間4)
 収集運搬業者(区間5)
 処分業者

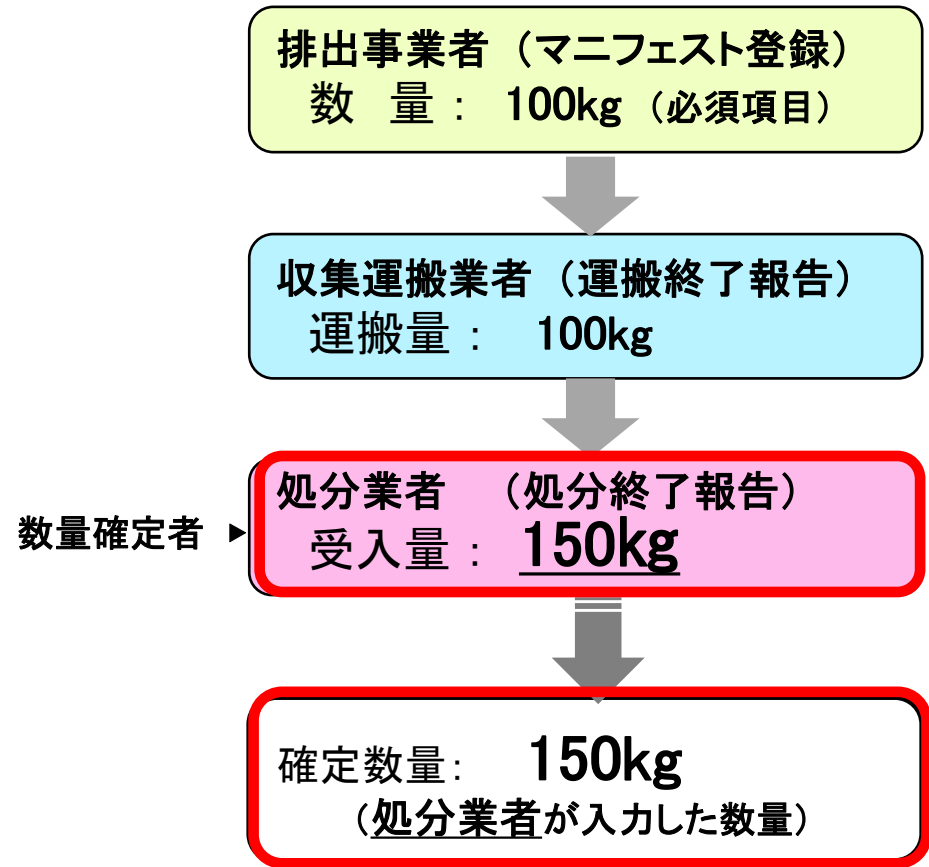
産業廃棄物情報の入力時に数量の確定者を選べます。

【例】数量確定

例1 数量確定者：排出事業者



例2 数量確定者：処分業者



※数量確定者になっている運搬業者、処分業者があえて「運搬量」、「受入量」を入れずに報告をした場合、排出事業者の「数量」が確定数量となります。

※確定数量の単位が m³、リットル、個・台等の場合、自動的に重量換算係数に乗じてトンに換算されたいうえで、行政報告されます。

【例】数量確定（入力画面）

排出事業者画面（登録）

新規登録
登録

パターン選択

排出事業者登録

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物、産業アソシエイト等集積体等
不要な廃棄物を登録する場合は連絡

排出情報

引渡し日 (2022/05/19) 引渡し担当者 (産廃 タロウ) 登録担当者

排出事業場 (コード 03) (コード帳) (事業場追加) (一覧) (クリア)

連絡番号1 (東京工場) 連絡番号2 連絡番号3

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	産業物の種類	産業物の大分類	産業物の名称	産業物の数量	単位	荷役の数値	数量の確定者	有害物質	放射性物質
1			廃プラスチック類	廃プラスチック類		100.000 kg			処分業者		

運搬情報

区分 (1) 編集 削除 自己 収集運搬業者 積替・保管施設 運搬担当者 車両番号

処分情報

処分業者 (株式会社処分センター) (一覧) (クリア)

処分事業場 (神奈川工場)

処分方法 (再注) (中間) (最終)

再委託先処分業者

最終処分場所

最終処分事業場 (株式会社協興運輸) (郵便番号) (所在地)

備考1 備考2 備考3 備考4 備考5

パターン名称: (登録内容をパターンに追加)

数量の確定者を
処分業者

排出量100kg

収集運搬業者画面（報告）

収集運搬業者報告入力画面

報告日 2022年05月19日

マニフェスト情報

マニフェスト番号 12552416983 引渡し日 2022年05月19日 引渡し担当者 産廃 タロウ 連絡番号1

排出事業者 株式会社A B C建設 連絡番号2

排出事業場 東京工場 連絡番号3

産業物の種類 廃プラスチック類 大分類名称 廃プラスチック類

産業物の名称 産業物の数量 2,000個・台 荷役/数値 袋/

放射性物質 放射性物質対象外

数量確定者 処分業者

有害物質

区分 1 運搬方法

運搬区分 (有) 東京工場 運搬区分 (有) 神奈川工場

処分業者 株式会社処分センター 処分担当 処分終了日

排出事業者番号

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

運搬量100kg

処分業者画面（報告）

処分業者報告入力画面

報告日 2022年06月02日

マニフェスト情報

マニフェスト番号 12552416983 引渡し日 2022年05月19日 引渡し担当者 産廃 タロウ 連絡番号1

排出事業者 株式会社A B C建設 連絡番号2

排出事業場 東京工場 連絡番号3

産業物の種類 廃プラスチック類 大分類名称 廃プラスチック類

産業物の名称 産業物の数量 2,000個・台 荷役/数値 袋/

放射性物質 放射性物質対象外

数量確定者 処分業者

有害物質

区分 1 運搬方法

運搬区分 (有) 東京工場 運搬区分 (有) 神奈川工場

処分業者 株式会社協興運輸 処分担当 処分終了日

排出事業者番号

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

報告内容

報告日 2022/06/02

報告区分 (中間) (最終)

報告担当者 (産廃 次郎)

確定数量

受入量150kg

マニフェスト登録時に数量の入力が必須です。

運搬量の入力ができます。
数量の確定者に指定されているときは必須です。

受入量の入力ができます。
数量の確定者に指定されているときは必須です。

①排出事業者が数量の確定者を処分業者に設定

②以下のようにシステムに登録・報告
排出事業者 : 数量 100kg
収集運搬業者: 運搬量 100kg
処分業者 : 受入量 150kg

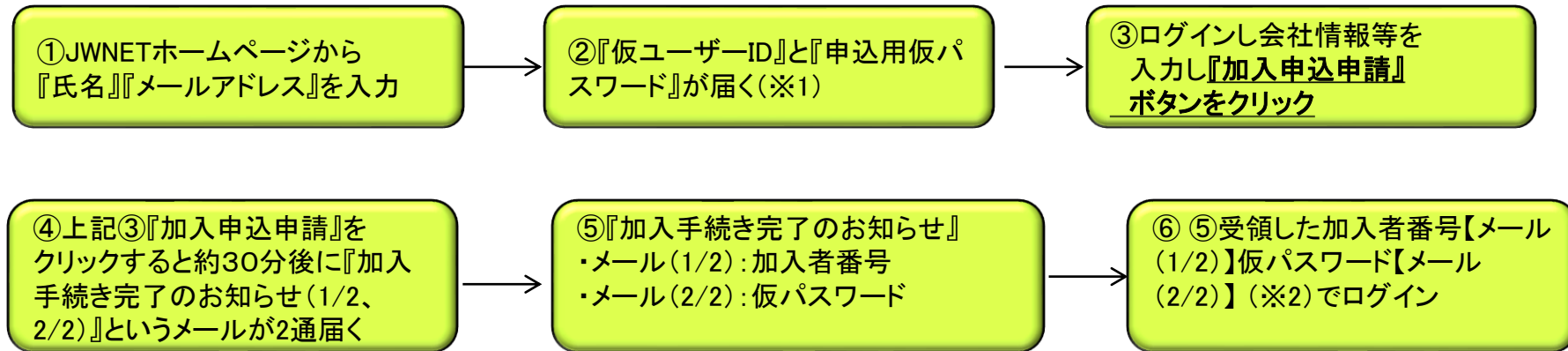
③本マニフェストの確定数量は
処分業者が入力した「150kg」です。

STEP5

加入手続きと試行運用

(1) 加入手続き

JWNETホームページから加入申し込みをしていただくことができます。



※1『仮ユーザーID』『申込用仮パスワード』は『加入申込申請』ボタン押下後は使用しません。

※2 仮パスワードは任意のパスワードに書換えを行います。

申込手続き完了した当日から利用できるようになります。

(2) 試行運用

一度にすべての紙マニフェストを電子化するよりも、一部分(一部の支店、工場、処理業者など)から試行運用し、運用方法を確認してから順次全社に広げていくとスムーズに導入できます。

STEP6

事前準備と確認事項(排出・収集・処分)

加入後、実際にmanifestの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

区分	基本設定項目 (必須項目◎)	設定内容と準備
排出事業者	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。
	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。
収集運搬業者	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。
	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。
処分業者	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。
	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

8

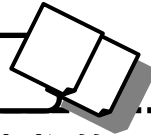
電子マニフェストに関する 行政報告



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

紙マニフェスト利用者



排出事業者は事業場ごとに産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)交付等に関する報告書(様式3号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出しなければなりません。

電子マニフェスト利用者



電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間(前年4月1日～当年3月31日)に登録したマニフェスト情報(予約登録情報は対象外)について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第9項)

電子マニフェスト登録等状況報告スケジュール（排出事業者）

期間	内容
毎年4月1日 ～4月25日	報告対象のマニフェストの修正・取消ができます（確定情報を除く）。 これ以降に行った修正・取消は電子マニフェスト登録等状況報告には反映されません。
毎年5月7日 ～6月8日	重量換算係数の設定ができます（任意）。 マニフェスト情報の廃棄物の確定数量を「容量」や「個・台」で入力している場合は、あらかじめ設定された重量換算係数を用いて自動的に重量(t)に換算されますが、加入者で独自の換算係数を設定することもできます。
6月末	排出事業場を所管する自治体に情報処理センターが報告をします（排出事業者で操作する必要はありません）。 ※自治体に報告した旨をJWNETホームページに掲載
毎年5月7日 ～翌3月31日	電子マニフェスト登録等状況報告をダウンロードすることができます。

排出事業者の登録等状況報告

建設業の場合は、工事が短期間であったり、現場の所在地が多数あるため、管轄区域内の事業場を1事業場として集計して報告します。
報告書では〇〇市管轄区域内事業場と表記します。

電子マニフェスト登録等状況報告書(令和〇年度)

事業者				事業場			業種	産業廃棄物の種類	排出量	単位	登録件数
住所	名称	氏名	電話番号	名称	所在地	電話番号					
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1111	D06 総合工事 業	0600 廃プラスチック類	0.600 t		3
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1112	D06 総合工事 業	0810 建設工事の木くず	0.207 t		3
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1113	D06 総合工事 業	1300 ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	0.250 t		1
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1114	D06 総合工事 業	1500 がれき類(工作物の新 築、改築又は除去に 伴って生じた不要物)	2.530 t		5

電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告

電子マニフェスト情報を利用して下記の処理実績報告書を作成
(報告書は処理業者から自治体に報告)

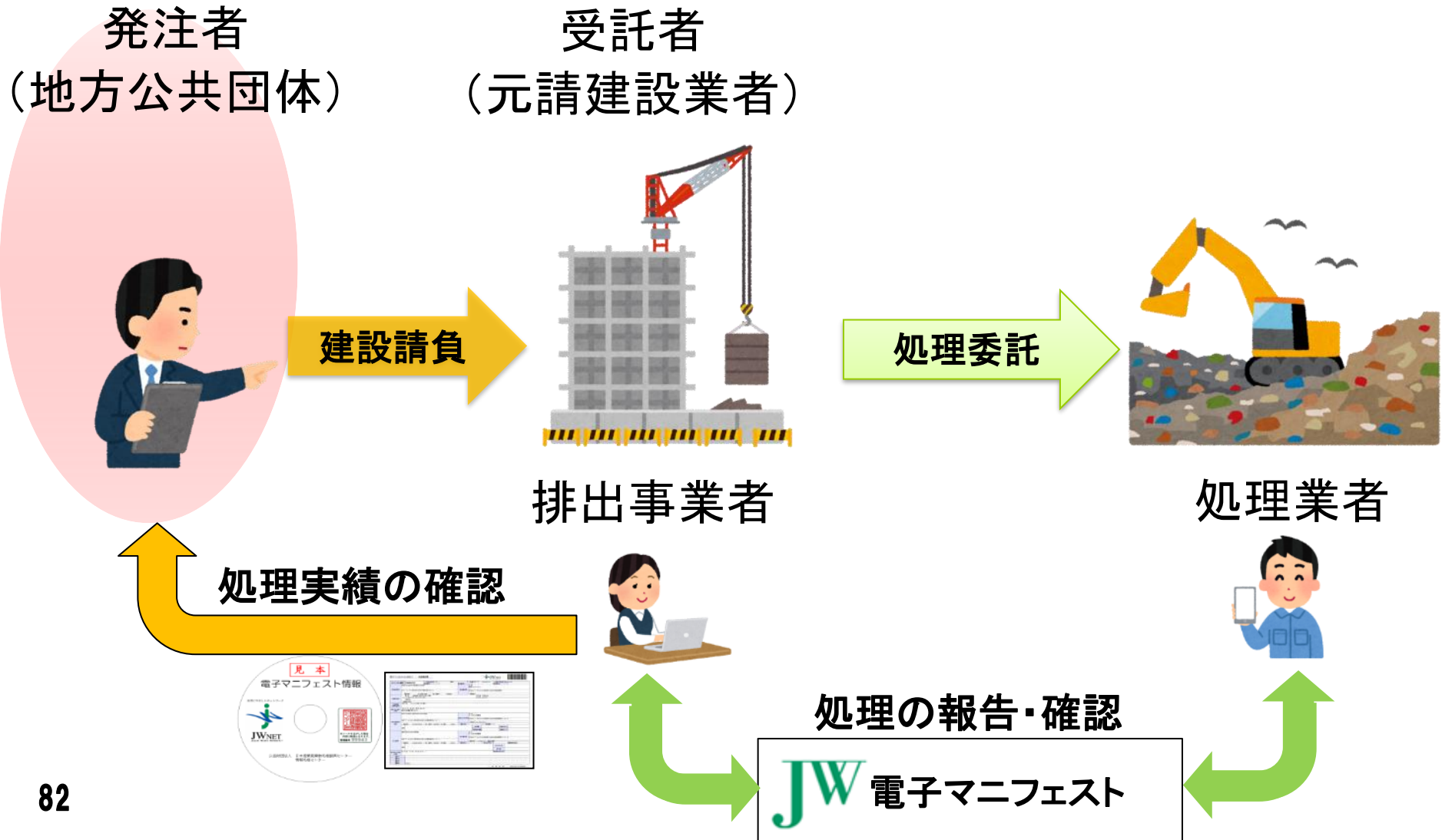
報告書	利用対象者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書	収集運搬業者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書	処分業者

- 紙マニフェストと併用している場合は、紙マニフェストのデータと合算して報告してください。
- 上記の処理実績報告書は各自治体の条例等に基づき処理業者に報告を求める自治体と求めない自治体があります。
- 報告様式も自治体によって異なる場合があるため、JWNETからは直接報告することはできません。
- 運搬実績報告、処分実績報告については、電子マニフェストの登録日を集計期間の基礎としているため、実際の運搬、処分実績と差異が出る場合があります(予約登録情報は対象外です)。
- 本システムを活用する場合は、必ず各自治体に確認してください。

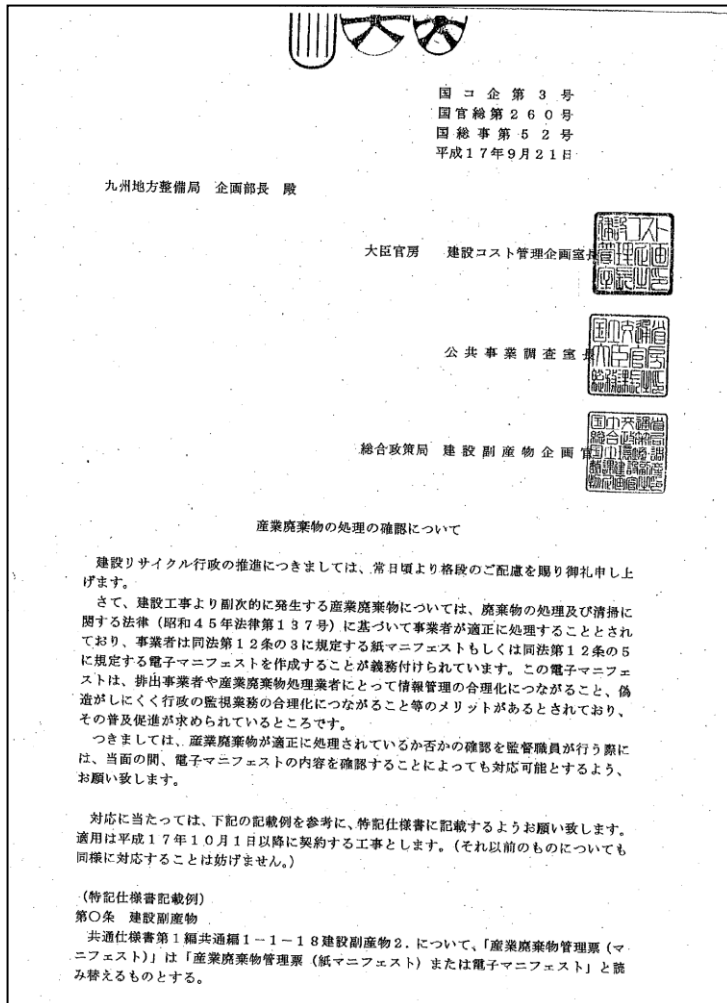
9

公共工事の竣工検査における 廃棄物処理実績の証明

公共工事における処理実績の確認



産業産業廃棄物の処理の確認 国土交通省通知（平成17年9月21日付け）



公共工事では、竣工検査時等において、廃棄物処理実績の確認のため、マニフェストの提出が求められています。

公共工事で、電子マニフェストを利用している場合については、産業産業廃棄物の適正処理の確認を監督職員が行う際には、**電子マニフェストの内容を確認することによって対応可能**とされています。

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明

以下の方法で公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績証明をJWNETから出力することができます。

【1】 マニフェスト情報登録証明（無料）【マニフェスト情報登録証明申込機能】

- 当該工事現場のマニフェスト情報を電子マニフェストシステムから抽出し、JWNETのデジタル署名入りのPDFファイルを作成します。
- このPDFファイルによりJWNETにマニフェスト情報が登録されていることを証明するサービスです。

【2】 受渡確認票を印刷して利用（無料）【マニフェスト情報照会機能】

- 電子マニフェストシステムから当該工事現場の受渡確認票を印刷、もしくはデータを電子媒体に格納して利用できます。

【3】 CSVデータをダウンロードして利用（無料）【マニフェスト情報照会機能】

- 電子マニフェストシステムから、データをCSVでダウンロードして利用できます。

【4】 電子媒体提供サービス（有料：3,850円）【電子媒体提供サービス機能】

- 当該工事現場のマニフェスト情報を電子マニフェストシステムから抽出し、電子媒体（CD-R）に収録して提供するサービス
- 電子媒体に証明シールに貼付するとともに、収録した内容を記載した書面を添付し、データ改ざんを防止

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明（参考P84【1】）

マニフェスト情報登録証明（無料）【マニフェスト情報登録証明申込機能】

JWNET



申込

ダウンロード

- メニュー
- 加入者サポート
- 通知情報設定
- サブ番号設定
- マニフェスト情報登録証明申込**
- マニフェスト情報抽出申込
- マニフェスト情報抽出結果

マニフェスト情報登録証明作成完了通知

1 / 1ページ 25件 表示

No.	取消	通知日時	受付番号	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3
1	<input type="checkbox"/>	2022/03/22 12:00:4	2977-001			

戻る

電子マニフェストシステム(JWNET) マニフェスト情報登録証明

マニフェスト番号: 12552326163

2022年12月17日

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 在 一 郎

電子マニフェスト情報の登録証明

このファイルに付随した電子マニフェスト情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の規定により、情報処理センターに登録されていることを証明します。

発注者

(地方公共団体)

排出事業者



JWNET
デジタル署名入り
PDFファイル
(提出)

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明



10

まとめ



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

導入のメリット 事務処理の効率化

電子マニフェストの導入により 削減や効率化ができた事務作業

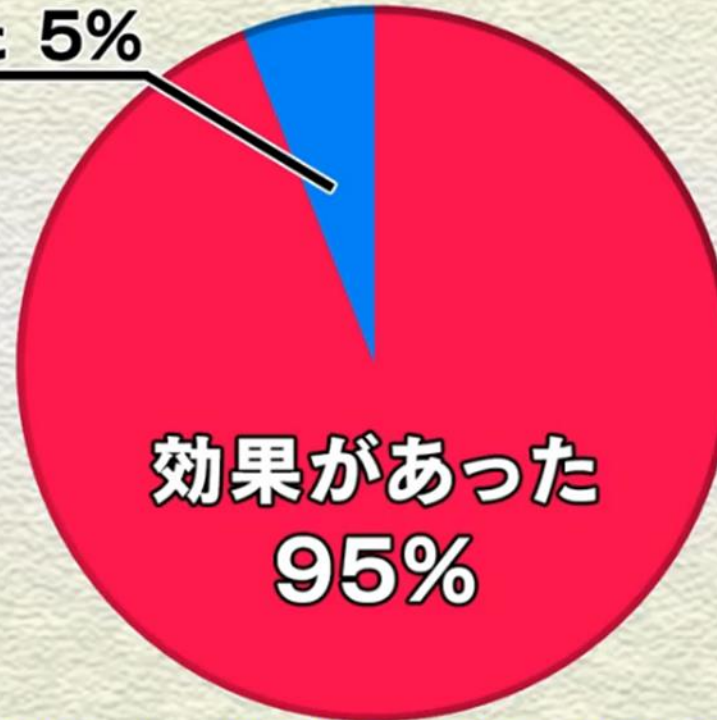
- 紙マニフェストの記入
- 処理終了報告の確認
- 紙マニフェストの保存
- 発注者や自治体の環境部局への報告

電子マニフェスト導入による事務負担軽減効果

(建設業者を対象としたアンケート調査結果)

電子マニフェスト導入後の事務負担軽減効果

効果はなかった 5%



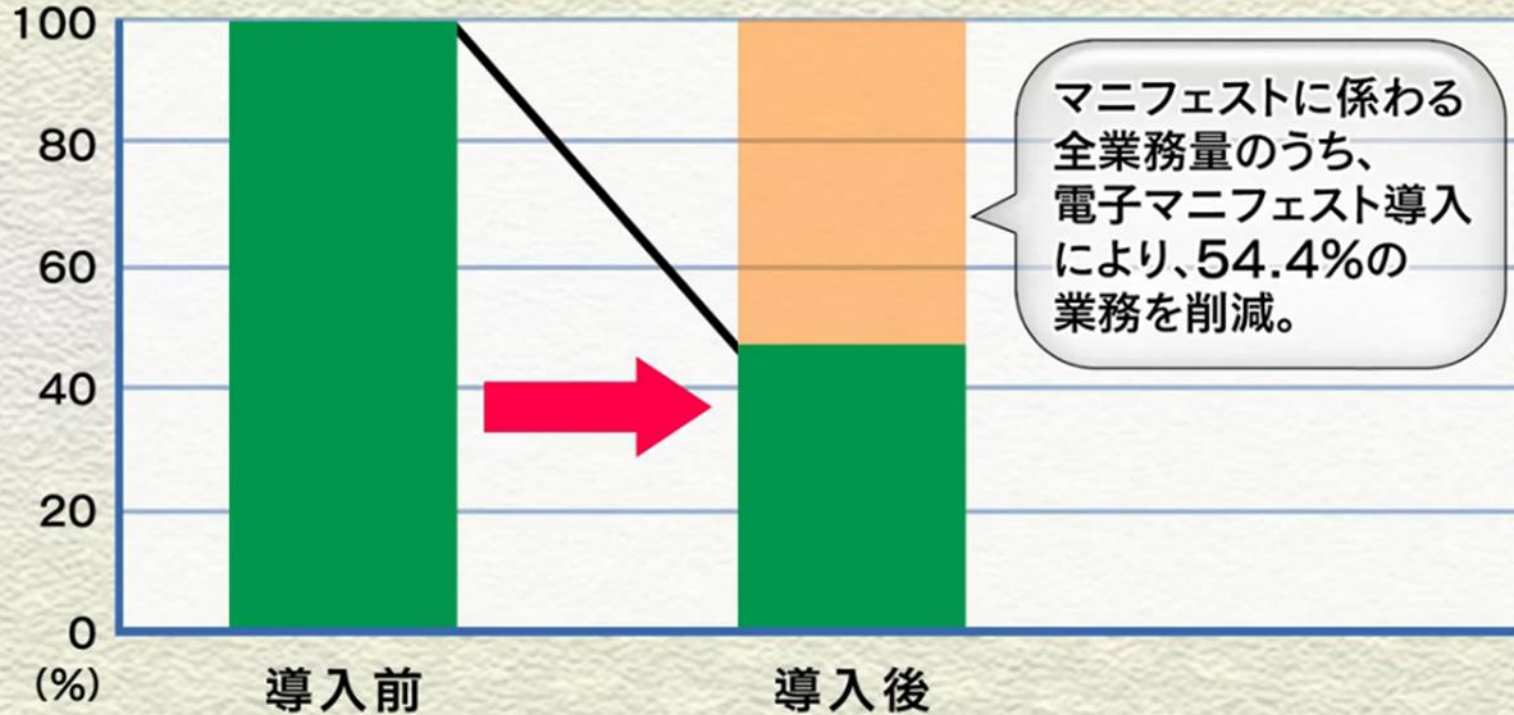
効果があった
95%

「事務作業量が激減した」などの、高評価をいただいています

マニフェスト事務作業の電子化による作業効果

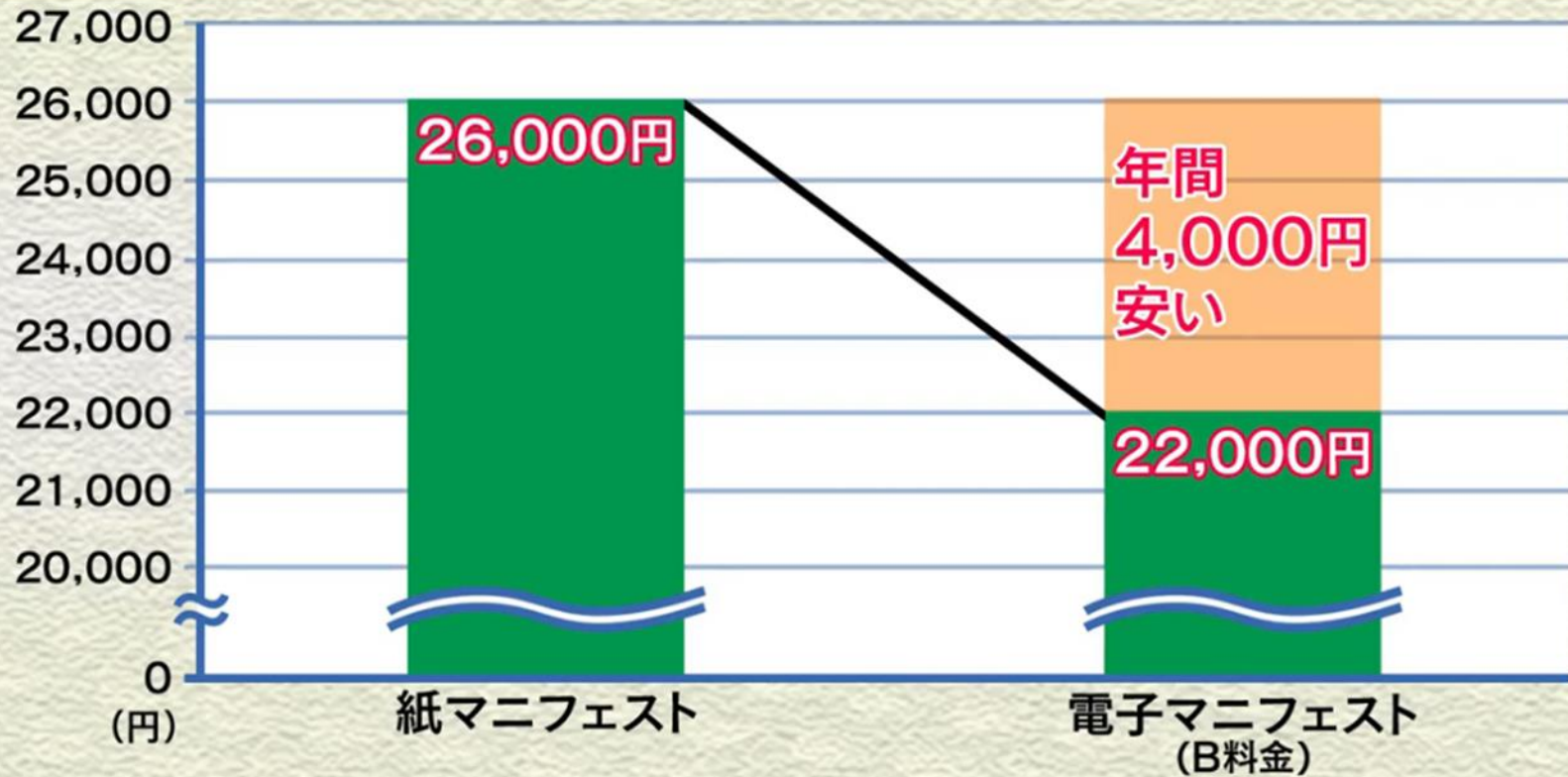
(建設業者を対象としたアンケート調査結果)

マニフェスト事務作業の電子化による削減効果



電子Manifestと紙Manifestの費用の比較

Manifestの料金比較 (1,000件)



利用者の声

建設会社A



紙マニフェストの記入、入力・集計、
保存の業務量も激減。
コストも削減。

利用者の声

建設会社B

紙マニフェストを使用していた頃は、
事務作業も忙しく、負担が重なり、
誤りが生じやすい状況。
電子マニフェスト導入後は、負担軽減
の他、記入や集計ミス等が大幅に減少。



利用者の声

建設会社C



電子マニフェストの操作は簡単。
マニフェストの進捗状況を
リアルタイムで確認ができるなど
メリットを実感している。

参考1

電子マニフェスト情報の 活用と機能の紹介



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

JWNET機能紹介（システムの機能強化）

強化項目	内容	備考
① スマートフォン・タブレットの機能強化	スマートフォンやタブレットに対応するシステム開発を2カ年に渡って実施し、平成28年6月から本格運用を開始しています。	※ スマートフォン・タブレット版を利用する際には、事前にパソコン版による基本設定を行う必要があります。
② 広域認定制度の係る廃棄物や一般廃棄物等への活用	マニフェスト交付・登録が不要な広域認定制度や一般廃棄物であっても、電子マニフェストを活用して、マニフェスト情報と一体で管理したいとの要望が寄せられています。これに対応するため、マニフェスト登録の際に連絡番号欄3に「999」と入力することにより、電子マニフェスト登録等状況報告（行政報告）から除外される仕組みを提供しています。	<p>【広域認定制度等の行政報告対象から除外される件数の利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度：年間約61万件 ・平成28年度：年間約72万件 ・平成29年度：年間約79.5万件 ・平成30年度：年間約80万件 ・令和元年度：年間85万件 ・令和2年度：年間80.9万件 ・令和3年度：年間81.7万件 <p>※広域認定制度は製品を製造、加工、販売した者（製造事業者等）が、その製品が廃棄物になった場合に 広域的に処理を行うことにより、当該廃棄物の減量や適正な処理が確保されることを目的として、地方公共団体ごとの許可を不要とする制度です</p>
③ CSVファイルを活用したマニフェスト登録・報告	新規登録するには、Web画面を用いて一件ずつ登録する方法と、CSVファイルに複数件数をまとめて登録する方法があります。また、マニフェストの終了報告についてもCSVファイルを読み込んで一度に複数の報告をする方法があります。	Excel VBAを利用し、簡単な操作でCSVファイルを作成できるツールを作成し、JWNETホームページからダウンロードできます。本ツールで作成したCSVファイルをWeb方式の該当メニューにアップロードすることで、1回の操作（送受信）で100件のマニフェスト登録・報告することができます。

JWNET機能紹介（システムの機能強化）

強化項目	内容	備考
④ 入力誤りのチェックをサポートする仕組み	マニフェストの登録や運搬終了報告の操作を行う際の入力誤りのチェックをサポートする仕組みがあります。排出事業者のマニフェスト登録の際、産業廃棄物の経路情報ごとに、産業廃棄物処理に係る委託契約情報と電子マニフェストの登録内容の相違について検知し、排出事業者に対して警告表示を行う機能です。	収集運搬業者の運搬終了報告の際、積替え保管を含まない産業廃棄物の運搬終了報告において、有価物拾集量の入力があった場合に、収集運搬業者に対して警告表示を行う機能もあります。
⑤ 現場登録支援機能	収集運搬業者がマニフェスト作成の支援をしつつ、排出現場で排出事業者にマニフェストを登録してもらう機能です。	マニフェストの内容に関する責任は排出事業者が持つことは変わりません。
⑥ 許可取消業者の警告表示機能	排出事業者が、許可を取り消された収集運搬業者、処分業者を指定してマニフェスト登録をしようとした際に、警告表示を行う機能です。	警告が表示された場合、取引先業者に許可の有無を確認してください。

スマートフォン・タブレット版での提供機能

スマートフォンやタブレット端末により、マニフェスト登録及び各種報告等を行うためのスマートフォン・タブレット版を提供しています。

加入区分	システムの機能	
排出事業者 (処分業者の 2次登録機能)	登録	新規登録
		予約情報を検索して登録
	予約登録	
	修正・取消	
	照会	
収集運搬業者	マニフェスト情報を検索して報告	
	報告の修正・取消	
	予約情報の修正	
	照会	
処分業者 (報告機能)	マニフェスト情報を検索して報告	
	報告の修正・取消	
	最終処分終了報告	
	最終処分終了報告の取消	
	予約情報の修正	
	照会	



※スマートフォン・タブレット版を利用する際には、事前にパソコン版により基本設定を行う必要があります。

電子マニフェスト登録等状況報告から除外する方法

新規登録

登録

電子マニフェスト登録等状況報告から除外する場合は
連絡番号3の先頭に「999」を入力してください

パターン選択

排出情報

引渡し日	2019/04/04 (yyyy/MM/dd)	引渡し担当者	<input type="text"/>	登録担当者	<input type="text"/>
排出事業場	コード <input type="text"/> <input type="button" value="コード取得"/> <input type="button" value="事業場追加"/>				
	名称 <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>				
連絡番号1	<input type="text"/>	連絡番号2	<input type="text"/>	連絡番号3	<input type="text" value="999"/>

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質
-----	----	----	--------	---------	--------	--------	----	-------	--------	------	-------

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	--------	-----------

処分情報

処分業者	<input type="text"/>	<input type="button" value="一覧"/>	<input type="button" value="クリア"/>
処分事業場	<input type="text"/>		
処分方法	<input checked="" type="radio"/> 再生 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 最終 (選択なし)		
再委託先処分業者	<input type="text"/>		

最終処分の場所

委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
-----	----	---------	------	-----	------

備考

備考1	<input type="text"/>	備考2	<input type="text"/>
備考3	<input type="text"/>	備考4	<input type="text"/>
備考5	<input type="text"/>		

パターン名称:

[▲ページトップ](#)

CSVファイルを活用したマニフェスト登録・報告

- ① CSV作成ツールを利用してCSVファイルを作成します。
エクセルファイルに必要項目を入力し、CSV出力をします。

管理台帳初期化		CSV出力シートへ転記(※)		CSV出力シートへ転記(※)		▼転記先シート名(※)		▼転記先シート名(※)		セルの挿入・削除禁止														
入力必須		選択必須		自動設定		任意選択		入力必須		自動設定		選択必須		自動設定		選択必須		自動設定		自動設定		自動設定		
転記可否	引渡し日	排出事業場名称	排出事業場コード	引渡し担当者	廃棄物の種類	廃棄物の種類(コード)	廃棄物の名称	廃棄物の数量	廃棄物の数量単位	荷姿	車両(コード)	数量の確定者	収集運搬業者名称	収集運搬業者番号	処分業者名称	処分業者番号	最終処分事業場登録区分	最終処分事業場登録区分コード	最終処分業者番号	最終処分業者名称	最終処分業者番号	最終処分業者名称	最終処分業者番号	
○	2017/06/01	テスト用排出事業場	001	産業物一部	建設工事の紙くず	010000		5	m3	2	バラ	01	排出事業者	01	収集1	2120206	処分業者1	310103	001					
○	2017/06/02	日本産業廃棄物処理振興センター	002	産業物五部	コンクリート破片	010000		10	t	1	バラ	01	排出事業者	01	収集2	2120207	処分業者2	310104	001					

新規登録用ツール

<台帳シート注意事項>

- ※EXCELのブック計算が自動であることを確認してください。
- ※まず初めに、「マスタ設定シート」に、排出事業場コードや、引渡し担当者などの必要な項目を設定した上で、「管理台帳シート」をご利用ください。
- ・「入力必須」欄は、手入力が必要な項目です。
- ・「選択必須」欄は、必ずプルダウンより、選択してください。
- ※手入力で行った場合、全角・半角・環境依存文字等により判定が行えないため、自動設定項目が、設定されない場合があります。
- ・セルの挿入、削除は行わないでください。
- ・CSV出力を行なうシート名を変更する場合は、「▼転記先シート名」も変更してください。
- ・自動設定項目のセル内は、数式が入力されているため、誤って削除や上書きをしないようご注意ください。
- ・管理台帳の項目タイトル欄の名称は、適宜変更しても問題ありません。

項目名	マニフェスト番号	運搬区間番号	運搬終了日	運搬担当者	報告担当者	運搬量	運搬量の単位	有価物拾集量	有価物拾集量の単位	車両番号	備考
入力内容凡例	12345678901	01:区間1 05:区間5	2099/01/01			12345.123	1t 2:m3 3:kg 4:リットル 5:個	12345.123	1t 2:m3 3:kg 4:リットル 5:個		
CSV出力可	1	12345678910	01	2017/06/01	産業太郎	5	1				
CSV出力可	2	12345678912	02	2017/06/02	産業太郎	2	2				
CSV出力可	3	12345678913	03	2017/06/03	産業太郎	1	3				
CSV出力可	4	12345678914	04	2017/06/04	産業太郎	500	3				
CSV出力可	5	12345678915	05	2017/06/05	産業太郎	120	3				
CSV出力可	6	12345678916	06	2017/06/06	産業太郎						

セルの挿入・削除禁止

- ・セル内にカンマ(,) (") 改行を含めないで下さい。
- ・一度に報告出来るマニフェストは100件であるため、出力するCSVは100件毎に分割されます。
- ・赤く塗りつぶされた箇所は、必須項目になります。

当シートに設定された情報でCSVファイルを出力します。
・「運搬担当者」、「報告担当者」、「車両番号」は、マスタ設定シートに設定しておくことで、プルダウンで選択が可能です。(マスタ設定シートに設定せずにそのまま直接入力頂く事も可能です)

運搬終了報告
作成用ツール

②JWNETシステムの登録/報告メニューに①で作成したCSVファイルを読み込みます。
一度に複数(最大100件)のマニフェストの登録/報告ができます。



入力誤りのチェックをサポートする仕組み

(1) 委託契約情報と電子manifest登録情報の相違を検知する機能



経路情報の入力

“経路情報”に、運搬元情報・運搬先情報、契約期間、及び廃棄物の種類の組み合わせにより、個別契約等に沿った詳細な設定が可能です。

委託契約設定と相違があったmanifest登録を行うと警告表示がされる。



(2) 収集運搬業者による運搬終了報告情報の虚偽記載を検知・防止する機能



運搬終了報告の際の入力項目「有価物拾集量」、「単位」



積替・保管施設を経由しないmanifestで、有価物拾集量を入力した場合に警告表示されます。

現場登録支援機能

収集運搬業者の支援を得て、排出事業者が電子マニフェストを登録することを可能とした仕組み

《現場登録支援機能運用の流れ》

< STEP 1 >

収集運搬業者が事務所で
回収予定のマニフェスト情
報を仮登録



< STEP 2 >

排出現場で収集運搬業者が
廃棄物の数量をスマホで入力



< STEP 3 >

排出事業者が収集運搬業者のス
マホで仮登録情報の内容を確認し、暗
証番号を使って登録！

許可取消業者の警告表示する機能

電子マニフェストシステム (排出事業者)

ver. 5.2.05 入力者番号: 1101125 入力者名: A B C 印刷 ログイン時刻: 2022/02/24 14:54:25

メニュー
マニフェスト
新規登録
予約登録
予約情報を検索して登録
予約情報を添えて登録
マニフェスト情報の修正
マニフェスト情報の取消
予約情報の修正
予約情報の取消
マニフェスト情報の照会
現場登録支援機能
通知情報
マニフェスト修正・取消に関する連絡
基本設定
届出設定
契約情報照会

新規登録
登録

バターン選択

排出情報
引渡し日: 2022/02/24 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者: 産業 タロウ 登録担当者: 一兵
排出事業場: コード: 03 業種: 廃プラスチック類
名称: 東京工場 業種: 二兵 クリア
連絡番号1: 連絡番号2: 連絡番号3:

産業廃棄物情報
No. 編集 削除 廃棄物の種類 廃棄物の大分類 廃棄物の名称 廃棄物の数量 荷役 荷役の種類 数量の確定者 有害物質 放射線物質
1 1 廃プラスチック類 廃プラスチック類 50,000 kg 並 禁止業者登録

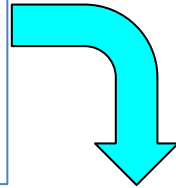
運送情報
No. 編集 削除 自己 収集運搬業者 積付・保管施設 運送担当者 車両番号 (再) 自己 再委託収集運搬業者
1 1 株式会社振興運輸 株式会社振興運輸

処分情報
処分業者: 株式会社処分センター
処分事業場: 神奈川工場
処分方法: 再生 (選択なし)
再委託処分業者: 株式会社処分センター

最終処分場所
No. 編集 削除 最終処分事業場 郵便番号 所在地 電話番号
備考1: 備考2:
備考3: 備考4:
備考5:

バターン名称: 登録内容をバターンに追加

自治体別に許可取り消しの警告が表示されます。
※警告が表示された場合、取引先業者に許可の有無を確認してください。



電子マニフェストシステム (排出事業者)

ver. 5.2.05 入力者番号: 1101125 入力者名: A B C 印刷 ログイン時刻: 2022/02/24 11:10:23

メニュー
マニフェスト
新規登録
予約登録
予約情報を検索して登録
予約情報を添えて登録
マニフェスト情報の修正
マニフェスト情報の取消
予約情報の修正
予約情報の取消
マニフェスト情報の照会
現場登録支援機能
通知情報
マニフェスト修正・取消に関する連絡
基本設定
届出設定
契約情報照会

新規登録
登録

バターン選択

排出情報
引渡し日: 2022/02/24 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者: 産業 タロウ 登録担当者: 一兵
排出事業場: コード: 03 業種: 廃プラスチック類
名称: 東京工場 業種: 二兵 クリア
連絡番号1: 連絡番号2: 連絡番号3:

産業廃棄物情報
No. 編集 削除 廃棄物の種類 廃棄物の大分類 廃棄物の名称 廃棄物の数量 荷役 荷役の種類 数量の確定者 有害物質 放射線物質
1 1 廃プラスチック類 廃プラスチック類 50,000 kg 並 禁止業者登録

運送情報
No. 編集 削除 自己 収集運搬業者 積付・保管施設 運送担当者 車両番号 (再) 自己 再委託収集運搬業者
1 1 株式会社振興運輸 株式会社振興運輸

処分情報
処分業者: 株式会社処分センター
処分事業場: 神奈川工場
処分方法: 再生 (選択なし)
再委託処分業者: 株式会社処分センター

最終処分場所
No. 編集 削除 最終処分事業場 郵便番号 所在地 電話番号
備考1: 備考2:
備考3: 備考4:
備考5:

バターン名称: 登録内容をバターンに追加

OK キャンセル

EMS0062W: 株式会社振興運輸 (2999999) の東京都の許可は、2021/12/15に取り消されています。(2021/12/31 時点)
EMS0062W: 株式会社振興運輸 (2999999) の神奈川県は、2021/12/15に取り消されています。(2021/12/31 時点)
EMS0062W: 株式会社処分センター (3999999) の神奈川県は、2021/12/15に取り消されています。(2021/12/31 時点)

参考2

電子マニフェストの利用実績



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

(1) 電子マニフェスト加入・登録状況・電子化率

区分 年度	加入者数 合計	加入者数の内訳						マニフェスト 年間登録件数※	電子化率
		排出事業者				収集運搬業 者	処分業者		
		合計	A料金	B料金	C料金				
平成10年度	502	143	—	—	—	178	181	8,041	0.0%
平成11年度	627	170	—	—	—	240	217	77,181	0.2%
平成12年度	759	189	—	—	—	300	270	97,470	0.2%
平成13年度	1,086	222	—	—	—	462	402	146,502	0.3%
平成14年度	1,519	328	—	—	—	619	572	408,037	0.8%
平成15年度	2,001	487	—	—	—	785	729	812,140	1.6%
平成16年度	2,978	1,019	616	403	—	1,009	950	1,137,785	2.3%
平成17年度	3,834	1,291	698	593	—	1,327	1,216	1,621,975	3.2%
平成18年度	7,784	4,083	947	3,136	—	1,921	1,780	2,388,069	4.8%
平成19年度	30,705	23,164	1,625	7,513	14,026	4,300	3,241	4,076,448	8.2%
平成20年度	43,493	33,718	1,988	8,132	23,598	5,775	4,000	6,415,296	12.8%
平成21年度	55,797	43,009	2,447	11,567	28,995	7,891	4,897	8,390,114	16.8%
平成22年度	72,761	57,837	2,777	11,246	43,814	9,388	5,536	10,614,066	21.2%
平成23年度	79,155	62,443	2,909	11,724	47,810	10,673	6,039	12,882,074	25.8%
平成24年度	89,015	70,792	3,027	12,241	55,524	11,720	6,503	15,056,116	30.1%
平成25年度	110,860	90,857	3,161	13,487	74,209	13,005	6,998	17,460,912	34.9%
平成26年度	121,745	100,137	3,348	15,102	81,687	14,210	7,398	19,293,458	38.6%
平成27年度	141,441	118,069	3,519	16,953	97,597	15,543	7,829	21,247,609	42.5%
平成28年度	173,500	148,492	3,371	18,879	126,242	16,826	8,182	23,748,382	47.5%
平成29年度	192,254	165,399	3,443	21,499	140,457	18,309	8,546	26,646,875	53.3%
平成30年度	220,010	191,583	3,530	24,315	163,738	19,581	8,846	28,964,671	57.9%
令和元年度	240,099	209,923	3,615	28,399	177,909	21,063	9,113	31,304,330	62.6%
令和2年度	271,587	239,435	3,677	32,265	203,493	22,738	9,414	32,555,470	65.1%
令和3年度	304,128	270,091	3,709	35,986	230,396	24,384	9,653	35,845,687	71.7%

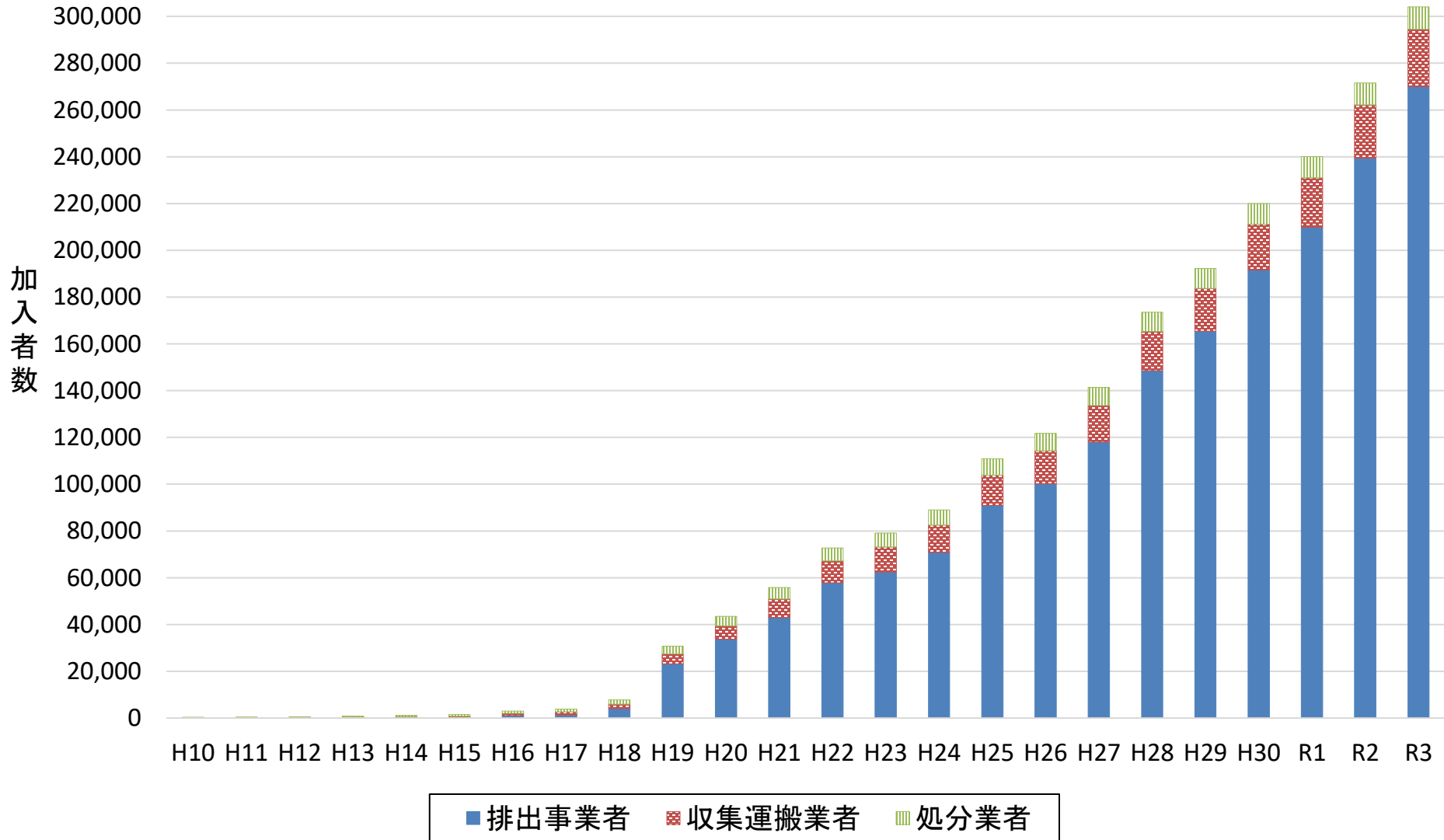
※1 マニフェスト年間登録件数は、マニフェスト登録（予約登録を含む）の件数。

※2 電子化率は、電子マニフェスト登録件数及び紙マニフェストの交付枚数（推計）の合計値に占める電子マニフェスト登録件数の割合。

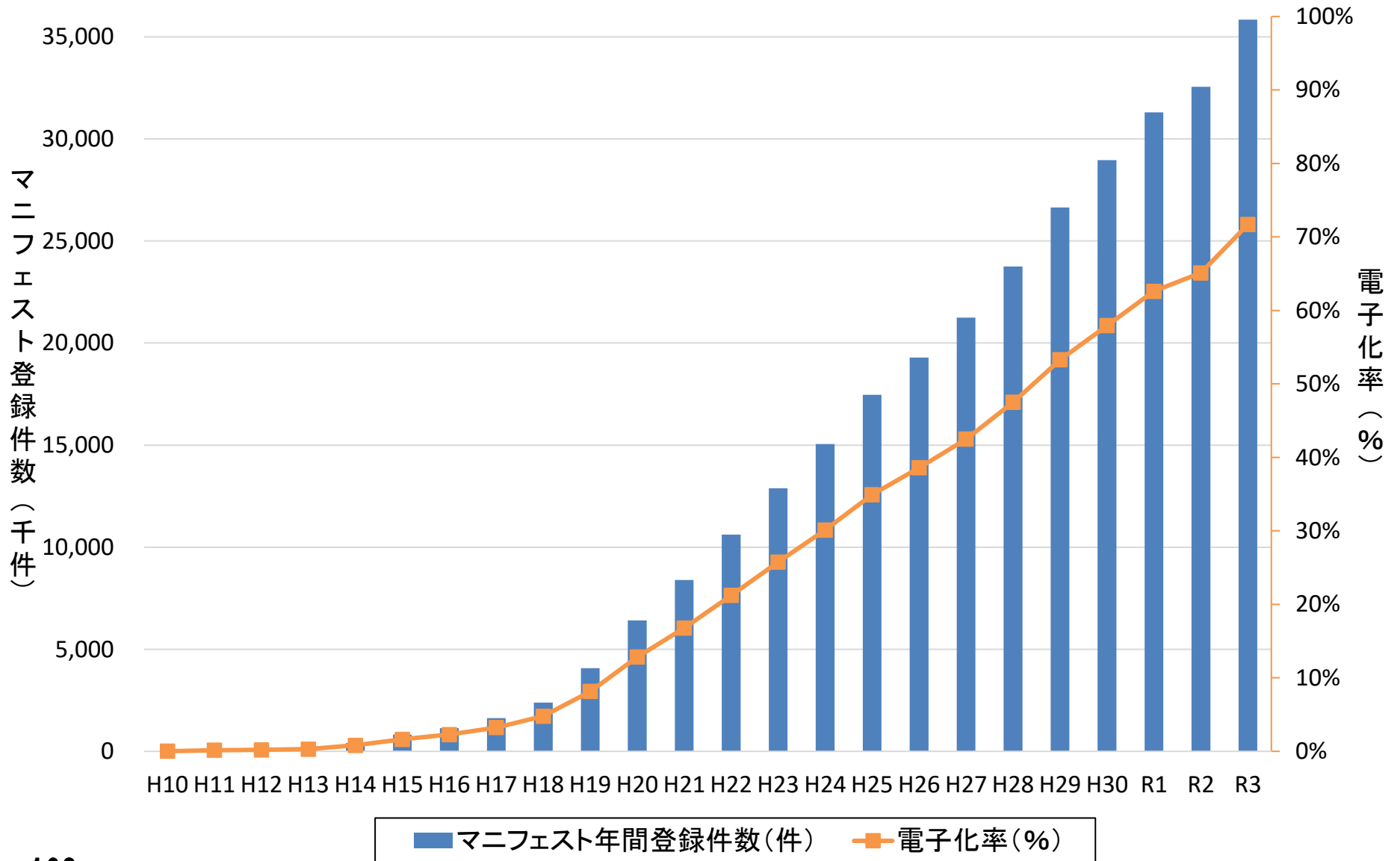
【電子化率の算出方法】

電子と紙の合計値を5,000万として算出

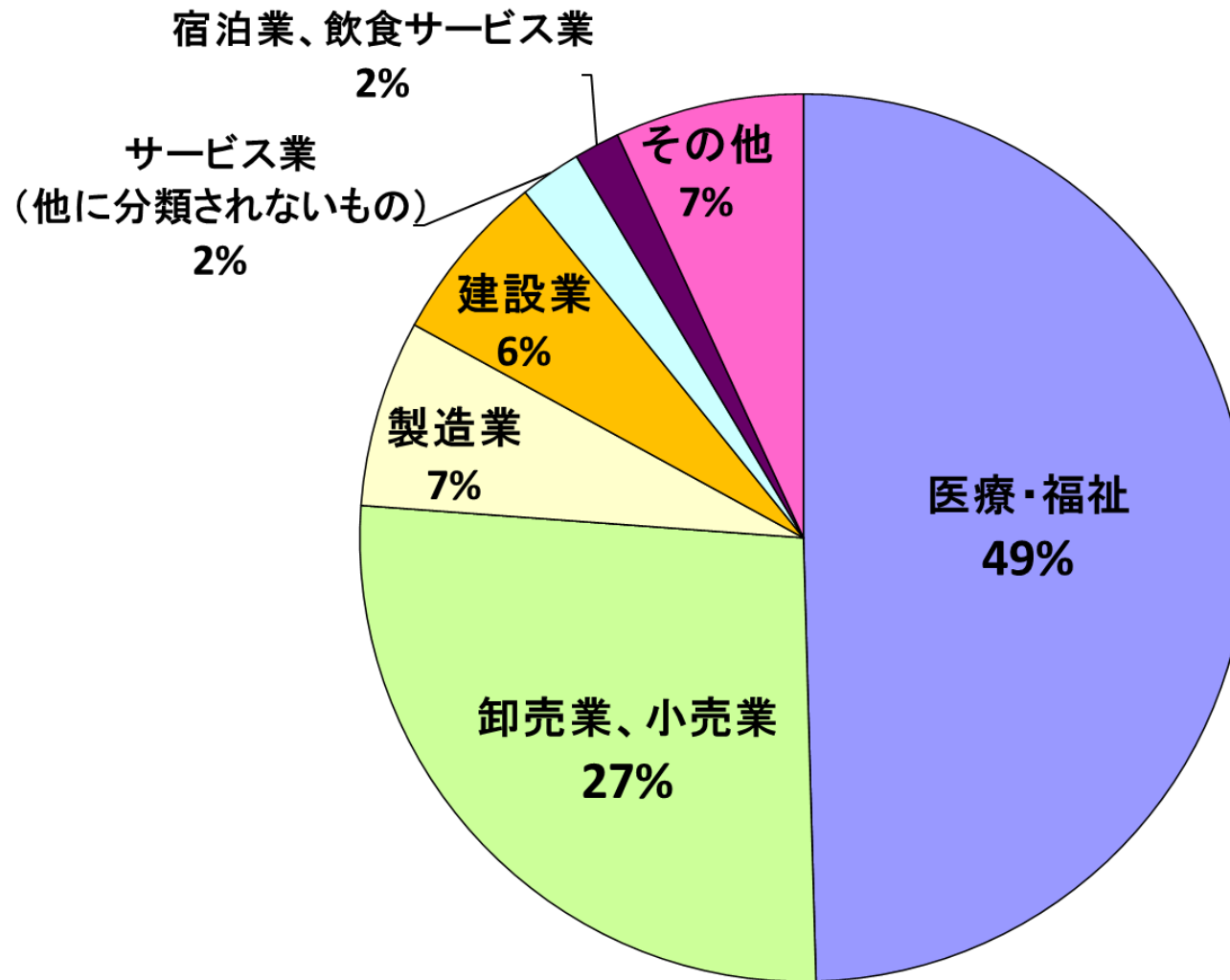
(2) 年度別加入者数の推移



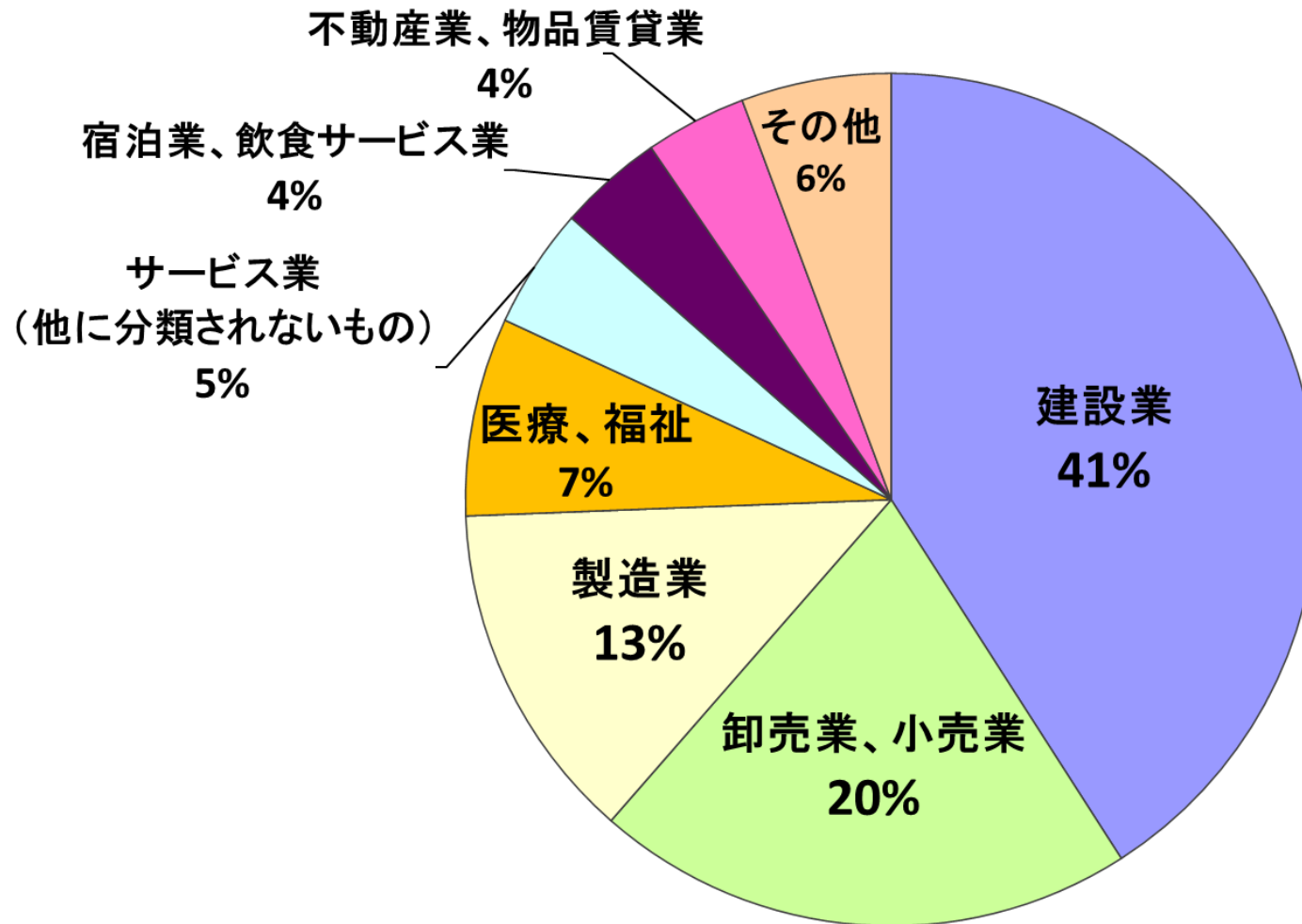
(3) 年度別登録件数、電子化率の推移



(4) 排出事業者の業種別加入者数の構成比 (令和4年3月31日現在)



(5) 排出事業者の業種別登録件数の構成比 (令和3年4月～令和4年3月までの登録件数)



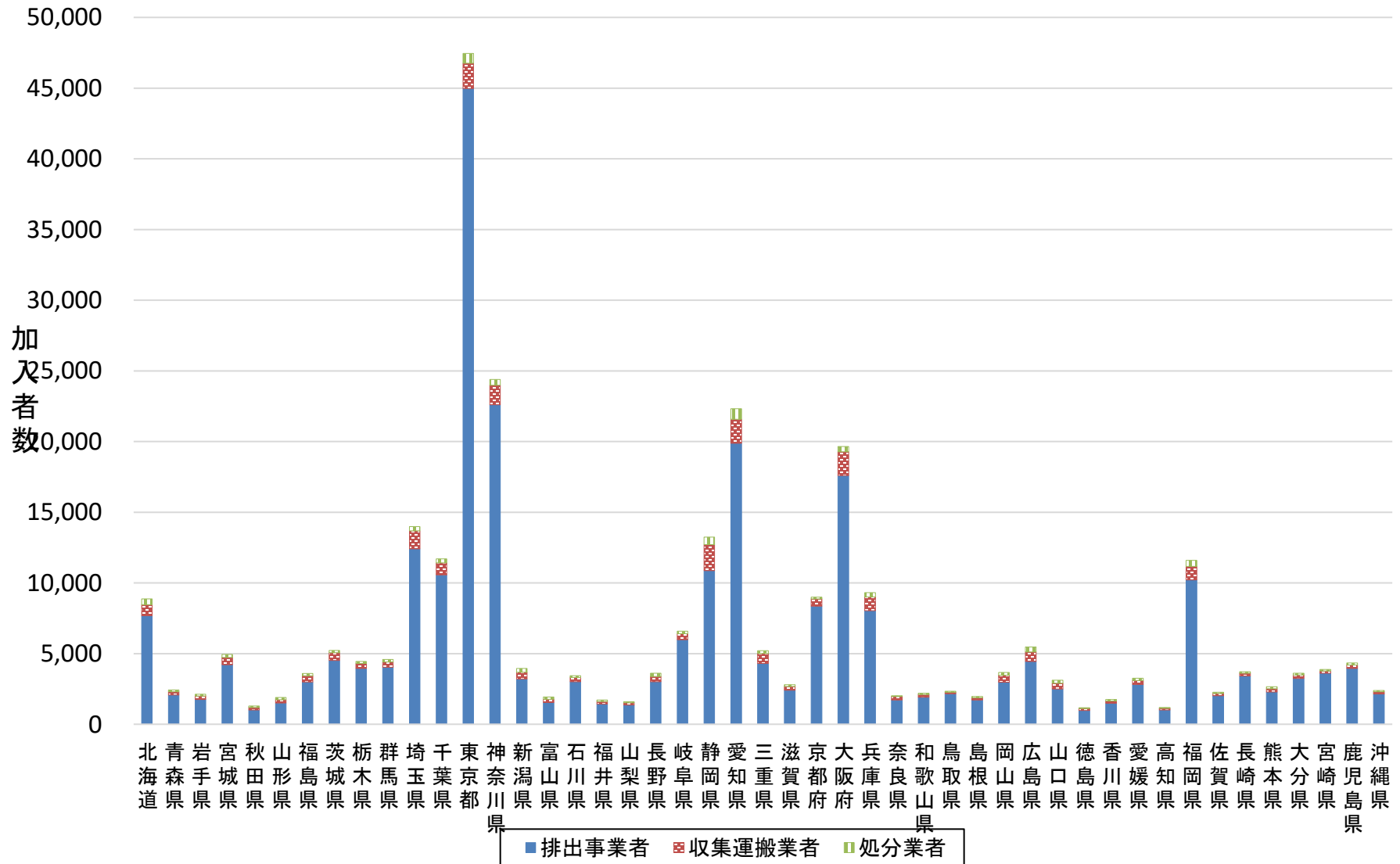
(6) 都道府県別加入者数

(令和4年3月31日現在)

都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計
北海道	7,680	793	392	8,865
青森県	2,085	219	136	2,440
岩手県	1,760	241	134	2,135
宮城県	4,212	515	217	4,944
秋田県	1,012	175	105	1,292
山形県	1,515	227	155	1,897
福島県	2,992	441	166	3,599
茨城県	4,521	550	164	5,235
栃木県	3,954	360	139	4,453
群馬県	4,036	382	167	4,585
埼玉県	12,406	1,276	305	13,987
千葉県	10,566	861	279	11,706
東京都	44,984	1,772	699	47,455
神奈川県	22,608	1,386	392	24,386
新潟県	3,211	477	271	3,959
富山県	1,547	238	150	1,935
石川県	3,023	299	126	3,448
福井県	1,439	180	102	1,721
山梨県	1,373	164	61	1,598
長野県	3,012	384	225	3,621
岐阜県	5,991	415	177	6,583
静岡県	10,879	1,838	531	13,248
愛知県	19,878	1,700	741	22,319
三重県	4,316	705	196	5,217

都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計
滋賀県	2,422	262	126	2,810
京都府	8,357	510	133	9,000
大阪府	17,592	1,687	374	19,653
兵庫県	8,039	969	313	9,321
奈良県	1,725	242	65	2,032
和歌山県	1,911	207	79	2,197
鳥取県	2,175	105	58	2,338
島根県	1,732	147	88	1,967
岡山県	2,987	489	201	3,677
広島県	4,442	682	344	5,468
山口県	2,497	413	210	3,120
徳島県	972	143	68	1,183
香川県	1,485	176	107	1,768
愛媛県	2,814	298	153	3,265
高知県	1,021	115	54	1,190
福岡県	10,221	946	428	11,595
佐賀県	2,017	162	99	2,278
長崎県	3,422	188	113	3,723
熊本県	2,285	242	139	2,666
大分県	3,247	252	124	3,623
宮崎県	3,619	151	109	3,879
鹿児島県	3,960	235	152	4,347
沖縄県	2,149	165	86	2,400
合計	270,091	24,384	9,653	304,128

(7) 都道府県別加入者数 (令和4年3月31日現在)

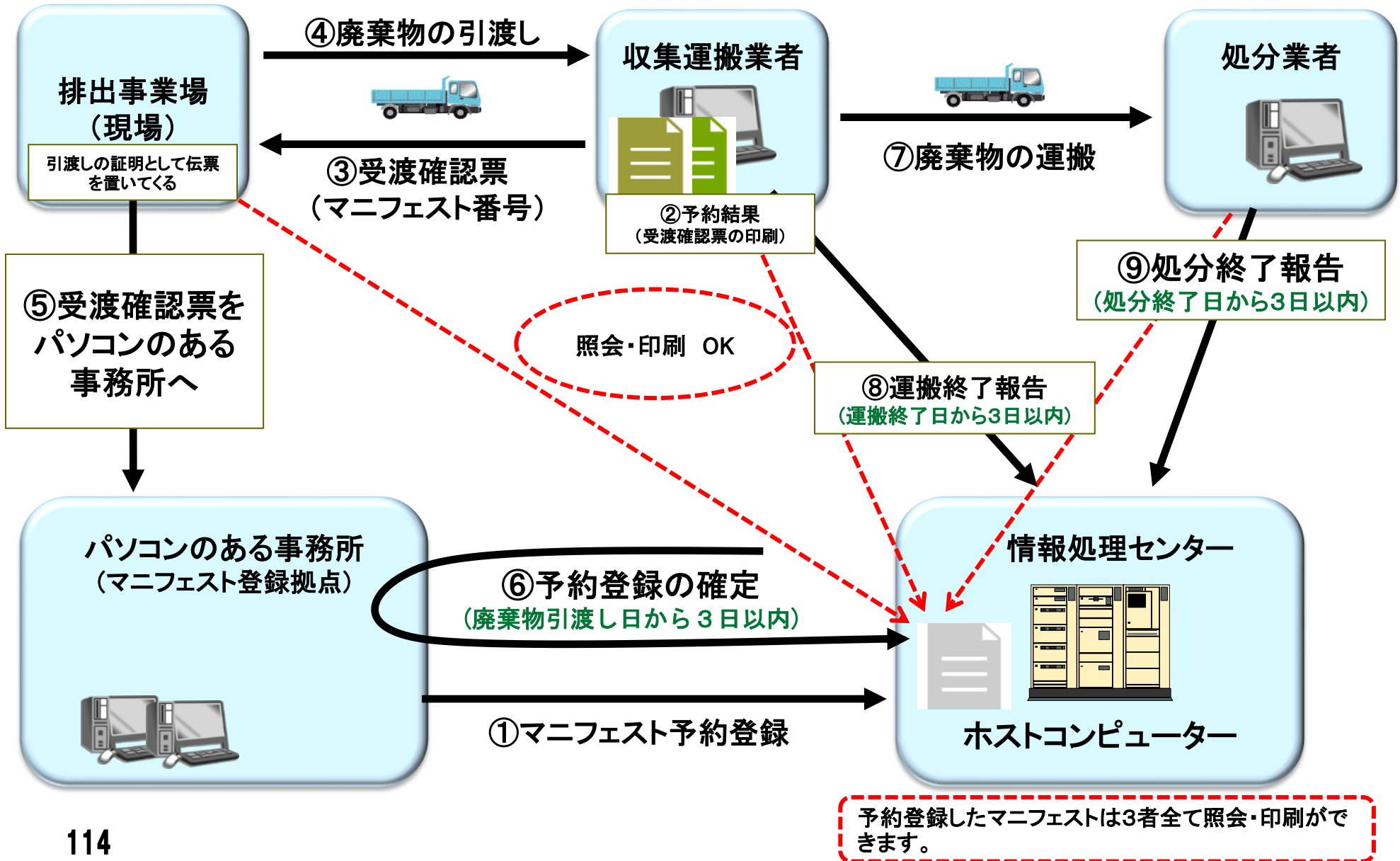


参考3 補足資料（運用方法等）

本項以降はマニフェスト運用に関する補足資料

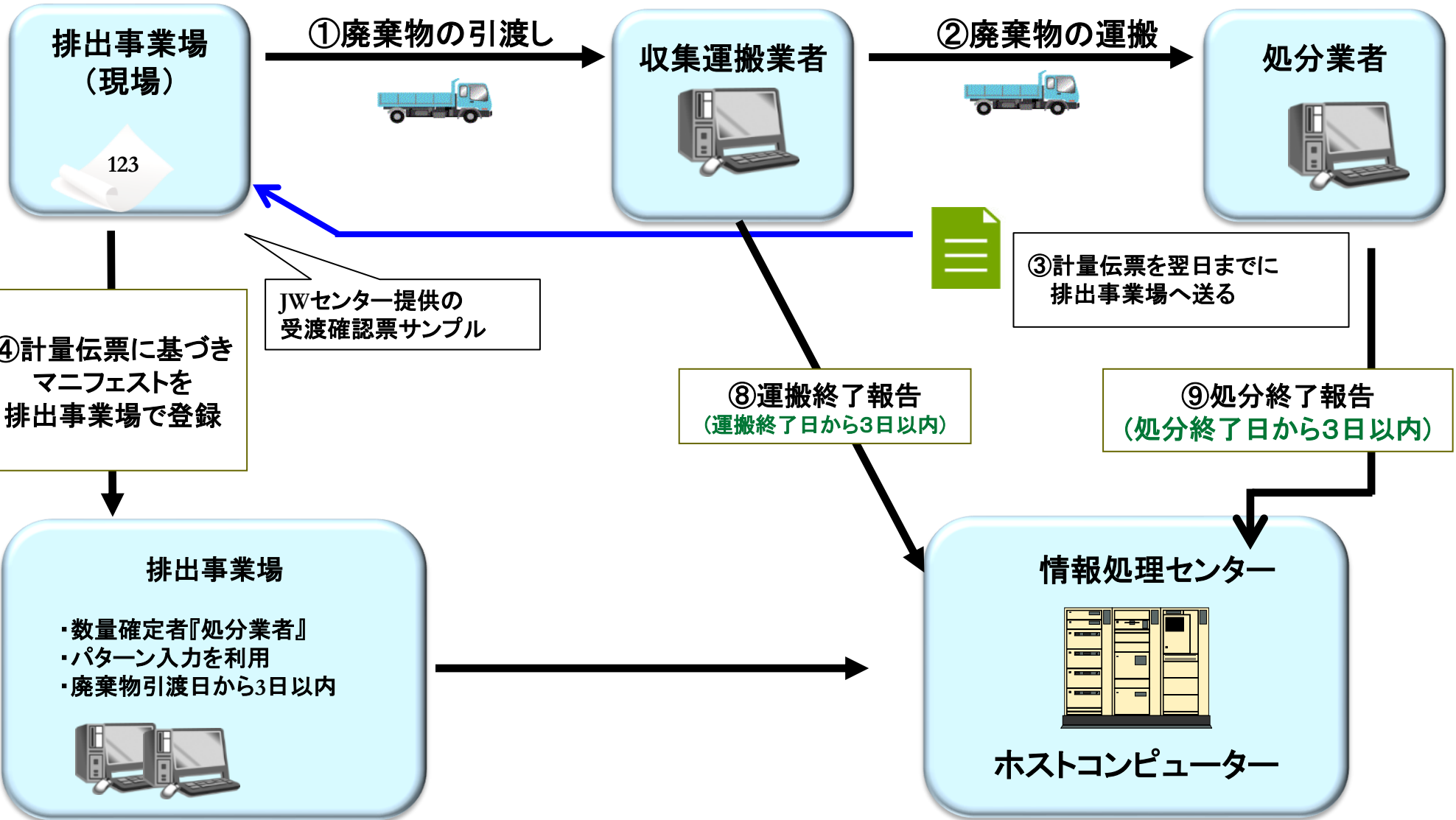
- ・マニフェストの運用事例（114～115）
- ・マイページの機能紹介（116）
- ・運用ビデオの照会（117）

事例1：予約登録を活用したマニフェスト登録の運用 (確認伝票は収集運搬業者が準備)



事例2: 地方ゼネコンによる運用事例

[JWセンター提供の受渡確認票サンプルと処分業者の計量伝票を利用]



(参考)マイページの機能紹介

パスワード変更、加入者情報変更、解約等については、JWNETログイン後、マイページからお手続きできます。

The screenshot shows the 'マイページ' (My Page) menu on the left and the main content area on the right. The menu items are: メニュー, マニフェスト情報, マニフェスト管理 (登録・設定・通知), 行政報告, マイページ, パスワード変更, 加入証/登録証印刷, 加入者情報管理, 請求メニュー, 加入者サポート, 電子媒体提供サービス, 承諾. The 'マイページ' section is highlighted in red, and the 'パスワード変更', '加入証/登録証印刷', '加入者情報管理', and '請求メニュー' items are also highlighted in red. Callouts point to these items and provide details:

- ① JWNETのログインパスワードを変更できます。
- ② 加入証を印刷できます。
- ③ ご自分の登録情報の確認・変更・や解約申込ができます。
- ④ 請求書を印刷できます。

①パスワード変更	JWNETログインパスワードを変更できます。定期的に変更することをお勧めします。
②加入証/登録証印刷	加入証及び請求書(口座振替通知書)を印刷できます。印刷する前に作成依頼が必要です。依頼後15分～30分後に印刷できます。
③加入者情報管理	【加入者情報表示】 加入者の登録情報を確認できます。EDI確認キーや公開確認番号(処理業者のみ)もこちらで確認できます。また、収集運搬業者・処分業者の方はこちらから許可情報の登録ができます。
	【変更申込】 加入者の登録情報(社名や住所等)を画面上で変更することができます。
	【解約申込】 解約希望月を指定し、解約申込ができます。
④請求メニュー	請求書を印刷できます。印刷する前に作成依頼が必要です。依頼後15分～30分後に印刷できます。

運用事例の照会及び操作ビデオの提供

電子マニフェストの運用方法は業界毎に多種多様です。電子マニフェストの一般的運用の流れと代表的な電子マニフェスト運用事例をJWNETホームページに公開しています。またJWNETホームページでは操作ビデオも公開しておりますので、ご活用ください。

①運用事例について

・事例1 住宅建設業における導入事例

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case1.html>

・事例2 リース業における導入事例

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case2.html>

・事例3 総合建設業(ASP利用)における導入事例

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case3.html>

・事例4 : 医療機関(ASP利用)における導入事例

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case4.html>

②操作ビデオ

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>

電子マニフェストに関するお問合せ先

＜サポートセンター＞

電話：0800-800-9023（フリーアクセス、通話料無料）

平日（月曜日から金曜日）9:00～12:00、13:00～16:30

祝日・年末年始（12/29～1/3）及びJWセンター休業日を除く

＜ホームページ＞

ホームページのお問合せフォームをご利用ください。

【<https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>】